

公 告
(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，平成22年度行政監査結果に基づき講じた措置について，茨城県知事，茨城県教育委員会委員長，茨城県公安委員会より通知があったので，次のとおり公表する。

平成23年8月8日

茨城県監査委員	鶴岡正彦
同	藤島正孝
同	小沼均
同	齋藤良彦

○監査対象者

茨城県知事 橋本 昌

○監査の意見

(総括意見)

依然として危機的な財政状況が続いているなかで、備品の購入、利活用、処分のいずれにおいても常に、最小の経費で最大の効果を挙げるよう備品の有効活用を図り、徹底した経費削減に努められたい。

○上記に対する措置状況

ア 備品の取得処分について

茨城県財務規則に基づき、備品の取得、管理及び処分が適正に行われるよう、財務会計事務検査、出納員会議及び財務会計事務担当者研修会等で次のとおり周知徹底を図るとともに、必要に応じ文書により、注意喚起を行っていく。

(ア)備品の取得

- ・可能な限り特定機種や特定供給者に偏ることなく、競争性・公平性・経済性を確保すること。
- ・事務の効率性及び有効性を考慮し、計画的な調達を行うこと。

(イ) 備品の管理

- ・年に1回は、必ず備品管理票との現物確認を行うこと。
- ・備品の個体管理を徹底すること。

(ウ)備品の処分

- ・備品の処分に際しては、まず管理換えによる再利用を検討すること。
- ・再利用が困難な備品については、古物商や専門業者から見積書を徴取（又は聞き取り）する等、十分な市場調査に基づき売却若しくは棄却を判断すること。

イ 共同利用について

公用車、可動式プロジェクター類などの共同利用が可能と判断できる備品について、保有情報や使用状況が共有できるシステムや共同利用に必要な管理体制の構築を検討していく。

ウ 歳出の抑制について

プリンター、シュレッダー、映像関連機器等、備品とリース品を合わせて複数点保有している機関について、適正配置を検証し、更新は必要な台数だけにするよう努める。

<p>○監査対象機関 水戸県税事務所</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 一部の備品で、標識が付されていないものが見受けられ、また、確認結果の記録がないため、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(2) コムリーダー（マイクロフィルム保管の平成 11 年度以前の自動車税の課税及び収税データの読み取り機）1 点（取得価格 360,000 円）については、現在の利用状況を勘案し、県税事務所全体で管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(3) 平成 21 年度に利用実績のなかった 15 点（取得価格 3,376,461 円）のうち、ノートパソコンなど 9 点（取得価格 1,980,531 円）については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>(4) 公用車 11 台について稼働日数が 79 日～201 日と差が生じており、公用車更新基準の 85 日を下回るものが 2 台（取得価格 1,601,775 円）あることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、公用車のデータ（保有・管理情報）を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(5) 平成 21 年度に 19 点（取得価格 3,731,084 円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 標識の付されていない備品については、直ちに標識を付した。 また、毎年度備品管理票と現物との照合を行い「備品照合表」に記録することとした。</p> <p>(2) コムリーダーについては、県税事務所全体で共同利用するため、その管理方法を税務課と検討していく。</p> <p>(3) ノートパソコンなど 9 点について、利用方策を検討した結果、臨時職員用や会議室貸し出し用等として有効活用を図ることとした。</p> <p>(4) 公用車 11 台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、6 月から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努める。</p> <p>(5) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関 常陸太田県税事務所</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 専共用者の異動に伴う備品の引き継ぎが行われておらず、現物確認も行われていなかったことから、定期的な現物確認を行い、適正な管理に努められたい。また、現物と備品管理票とを照合したところ、現物確認ができなかったデジタルカメラ 1 点（取得価格 76,650 円）があり、さらに一部の備品で、標識が付されていないものが見受けられたことから、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(2) コムリーダー（マイクロフィルム保管の平成 11 年度以前の自動車税の課税及び収税データの読み取り機）2 点（取得価格 720,000 円）については、現在の利用状況を勘案し、県税事務所全体で管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(3) 平成 21 年度に利用実績のなかった 8 点（取得価格 2,732,735 円）のうち、軽油識別剤検出機器蛍光比色計 1 点（取得価格 820,137 円）については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>また、カメラなど 3 点（取得価格 208,623 円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(4) 公用車 11 台については稼働日数が 52 日～177 日と差が生じており、公用車更新基準の 85 日を下回るものが 4 台(3,739,050 円)あることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、公用車のデータ（保有・管理情報）を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(5) 平成 21 年度に 10 点（取得価格 865,190 円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 全ての管理備品について、引継ぎ及び定期的な現物確認を行い適正管理に努めることとした。また、現物確認ができなかったデジタルカメラ 1 点については、再度調査した結果、棄却処分の手続きが漏れていたため、事務手続きを行った。なお、標識が付されていない一部の備品については、標識を付した。</p> <p>(2) コムリーダーについては、県税事務所全体で共同利用するため、その管理方法を税務課と検討していく。</p> <p>(3) 軽油識別剤検出器蛍光比色計 1 点については、本所及び高萩支所の利用状況は「0」であり、検証した結果、今後も利用する見込みが無いことから、支所から引き上げて本所で利活用を図っていくこととした。カメラ 3 点については、管理換え等有効活用、または売却を前提とした具体的な検討を早急に進めることとした。</p> <p>(4) 公用車 11 台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、今年度から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努める。</p> <p>(5) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関 土浦県税事務所</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) コムリーダー(マイクロフィルム保管の平成11年度以前の自動車税の課税及び収税データの読み取り機)2点(取得価格720,000円)については、現在の利用状況を勘案し、県税事務所全体で管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(2) 平成21年度に利用実績のなかった29点(取得価格5,958,114円)のうち、ノートパソコンなど22点(取得価格3,722,090円)については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>また、カーテレビなど2点(取得価格900,400円)は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(3) 公用車16台について稼働日数が30日～242日と差が生じており、公用車更新基準の85日を下回るものが1台(取得価格932,400円)あり、また平成21年度に公用車を3台(取得価格2,559,270円)更新していることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、公用車のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(4) 平成21年度に20点(取得価格4,448,489円)を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) コムリーダーについては、県税事務所全体で共同利用するため、その管理方法を税務課と検討していく。</p> <p>(2) ノートパソコンなど22点については、利用方策を検討した結果、売却等を含めた廃棄処分を進めることとした。</p> <p>また、テレビ及び軽油記録分留装置については、今後の利用見通しを検討した結果、管理換え、売却等の有効活用を進めることとした。</p> <p>(3) 公用車16台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、23年度から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努める。</p> <p>(4) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象機関 筑西県税事務所	○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分
○監査の意見 <p>(1) コムリーダー(マイクロフィルム保管の平成11年度以前の自動車税の課税及び収税データの読み取り機)2点(取得価格720,000円)については、現在の利用状況を勘案し、県税事務所全体で管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(2) 平成21年度に利用実績がなかった16点(3,712,085円)のうち、演台など13点(取得価格2,171,948円)は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(3) 公用車12台について稼働日数が81日～210日と差が生じており、公用車更新基準の85日を下回るものが1台(732,900円)あることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、公用車のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(4) 平成21年度に17点(取得価格2,581,758円)を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
○上記に対する措置状況 <p>(1) コムリーダーについては、県税事務所全体で共同利用するため、その管理方法を税務課と検討していく。</p> <p>(2) 演台など13点について、今後の利用見通しを検討した結果、他の所属への管理換え及び売却等を行うこととした。</p> <p>(3) 公用車12台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、23年度から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努めます。</p> <p>(4) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関 県北県民センター</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 平成 21 年度に利用実績のなかった 12 点 (取得価格 2,825,996 円) のうち, ビデオテープなど 6 点 (取得価格 458,340 円) については, 利活用または処分の検討を進めているが, 適時適切な有効活用等を図られたい。 また, 普通騒音計 1 点 (取得価格 141,831 円) は, 今後の利用見通しが検討されていなかったことから, 自らの利用向上や管理換え等有効活用, または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(2) 公用車 12 台について稼働日数が 38 日~205 日と差が生じており, 公用車更新基準の 85 日を下回るものが 2 台 (取得価格 1,855,450 円) あることから, 利用状況を踏まえた適正な配置台数など, その必要性を検証するとともに, 公用車のデータ (保有・管理情報) を他機関と共有することにより, 共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(3) 平成 21 年度に 21 点 (取得価格 2,936,044 円) を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) ビデオテープなど 6 点については, 利用方策を検討した結果, テープの劣化等により使用できる状態ではなく, 棄却処分をすることとした。 普通騒音計については, 日立労働センターより引き上げて建築指導課において建築許可の際の騒音対策用として利用することとした。</p> <p>(2) 公用車 12 台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について, 平成 23 年度から合同庁舎内の機関で協議し, 公用車の共同利用開始に努める。</p> <p>(3) 今後, 処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど, 売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関 鹿行県民センター</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器等の内訳の記載がないものが1点(大会議室用テレビ等一式, 取得価格 139,650 円)あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適正に行われたい。</p> <p>(2) カラーレーザープリンターにおいて、取得価格(151,200 円)の 71.2%に当たる修繕費用(107,593 円)を要しているが、買換え費用と修繕に要する費用との経済性の具体的な比較検討がなされていないため、経済性の観点から、修繕の実施判断は、客観的な根拠に基づく検証により行われたい。</p> <p>(3) 公用車 13 台について稼働日数が 34 日～228 日と差が生じており、公用車更新基準の 85 日を下回るものが 2 台(取得価格 2,952,600 円)あることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、公用車のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に 37 点(取得価格 6,262,619 円)を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証が行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 複数の部分品から構成される備品については、直ちに備品管理票の規格品質欄に構成機器の内訳を記載し適正な管理に努めている。</p> <p>(2) 修繕にかかる予算執行にあたっては、修繕以外の方法による経済性等との具体的な比較検討を行ったうえで行うこととし、関係職員への周知徹底を図った。</p> <p>(3) 公用車 13 台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、平成 23 年度から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努める。</p> <p>(4) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象機関 県南県民センター	○監査対象項目 備品の取得, 備品の管理, 備品の処分
○監査の意見 <p>(1) 5台目のシュレッダー1点(取得価格134,400円)を購入しているが、既存シュレッダーを同一フロアに2台設置していることから、処理能力や利用頻度を考慮したうえで、複数点保有の必要性を検証して、保有台数の見直しを図り、維持管理経費のみならず、今後の更新経費の抑制に努められたい。</p> <p>(2) 同一事務室内に設置のプリンター2台のうち1点(取得価格84,000円)は、少人数(2名)が利用するよう配置されていることから、複数点保有の必要性を検証して、保有台数の見直しを検討されたい。</p> <p>(3) 平成21年度に利用実績のなかった10点(取得価格2,170,841円)のうち、テープ自動封筒貼機など2点(取得価格297,150円)については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>また、カラーレーザープリンター複合機など2点(取得価格274,680円)は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(4) 公用車23台について稼働日数が59日～229日と差が生じており、公用車更新基準の85日を下回るものが6台(取得価格7,154,280円)あることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、公用車のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(5) 平成21年度に44点(取得価格4,608,179円)を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
○上記に対する措置状況 <p>(1) 配置台数を検証した結果、老朽化し処理能力の低いもの3台については更新しないこととし、維持管理経費と更新経費の抑制に努めることとした。</p> <p>(2) 配置台数を検証した結果、複数点保有の必要性はないため、今後は1台を共同利用することとした。なお、既存のプリンターは平成13年購入で老朽化が著しく、資産性が低いいため、更新しないこととし、維持管理経費と更新経費の抑制に努めることとした。</p> <p>(3) テープ自動封筒貼機など2点については、管理換え等有効活用、売却を検討した結果、故障しており、修理しても得失相償わないため、平成23年1月20日に棄却処分とした。</p> <p>また、カラーレーザープリンター複合機など2点については、他所属での有効活用を図るために平成23年2月に茨城県行政情報ネットワークシステムに掲示したが、利用を希望する所属がなかったため、平成23年度に再度掲示し、管理換え先を募ることとした。</p> <p>(4) 公用車更新基準を下回る6台のうち2台は、業務の廃止及び移管のため平成22年4月1日に他所属へ管理換えを行った。</p> <p>公用車21台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、平成23年度から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努める。</p> <p>(5) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象機関 県西県民センター	○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 平成 21 年度に利用実績のなかった 14 点 (取得価格 2,877,042 円) のうち, テレビなど 2 点 (取得価格 168,444 円) については, 利活用または処分の検討を進めているが, 適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>また, ノートパソコンなど 8 点 (取得価格 1,308,372 円) は, 今後の利用見通しが検討されていなかったことから, 自らの利用向上や管理換え等有効活用, または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(2) 公用車 17 台について稼働日数が 39 日~211 日と差が生じており, 公用車更新基準の 85 日を下回るものが 2 台 (3,184,950 円) あることから, 利用状況を踏まえた適正な配置台数など, その必要性を検証するとともに, 公用車のデータ (保有・管理情報) を他機関と共有することにより, 共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(3) 平成 21 年度に 30 点 (取得価格 3,049,456 円) を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 利用見通しを検証した結果, テレビなど 2 点については利活用の方策がないため, 管理換え, 売却等を行っていくこととし, ノートパソコンなど 8 点のうち, カラーテレビ及び文字放送チューナーアダプターについては, 古い機械で放送の受信に障害があるため売却等を行っていくこととした。</p> <p>パソコン 3 点については, 故障し, また売却不可のため, 平成 23 年 1 月 5 日に棄却処分をした。</p> <p>(2) 公用車 17 台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について, 平成 23 年度から合同庁舎内の機関で協議し, 公用車の共同利用開始に努める。</p> <p>(3) 今後, 処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど, 売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象機関 消費生活センター	○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 平成 21 年度に利用実績がなかった 44 点 (取得価格 44,168,002 円) のうち, 蛍光 X 線元素分析装置など 41 点 (取得価格 43,432,322 円) は, 今後の利用見通しが検討されていなかったことから, 自らの利用向上や管理換え等有効活用, または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(2) 平成 21 年度に 49 点 (取得価格 7,002,354 円) を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 現に使用する必要がないと判断した備品については, 茨城県行政情報ネットワークシステムを活用し, 管理換えの希望機関との情報交換を行い, 可能な限り管理換えを進め有効活用を図っている。</p> <p>(2) 処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど, 売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関 霞ヶ浦環境科学センター</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器等の内訳の記載がないものが航空機識別装置など 30 点（取得価格 88,868,870 円）あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適正に行われたい。 また、一式として管理している印刷機(取得価格 1,470,000 円)について、その内訳は印刷機 1 点、帳合機 1 点、紙折機 1 点、シュレッダー 2 点で、別々に利用していることから、管理情報を修正し機器毎に分けて適正に管理されたい。</p> <p>(2) 平成 21 年度に利用実績のなかった 171 点（取得価格 187,161,116 円）のうち、精密天びん 1 点（取得価格 220,000 円）については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。 また、イオンクロマトグラフ分析装置など 26 点（取得価格 25,561,070 円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。 なお、このうち溶存酸素計など市民団体等への貸出機材 9 点(取得価格 877,625 円)については、平成 21 年度の利用がなかったことから、貸出機材の P R を積極的に行うなど、利用向上に努め、環境保全の普及を図られたい。</p> <p>(3) 42 人乗バス（取得価格 14,490,000 円）及びワンボックスタイプの貨物自動車（取得価格 1,659,000 円）については、平成 21 年度の稼働日数がそれぞれ 66 日及び 51 日と、利用が低調であり、他機関での利用が見込まれることから、公用車のデータ（保有・管理情報）を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(4) 軽トラック(取得価格 676,200 円)について、市民団体等が行う環境保全活動を支援する目的から市民団体等へ貸出しているが、利用日数や走行距離の把握がなされていないため、団体等の活動状況の把握及び保守管理の観点から、適切な管理に努められたい。</p> <p>(5) 平成 21 年度に 24 点（取得価格 25,552,669 円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証が行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 航空機識別装置など 30 点について平成 23 年 5 月 31 日までに構成物品の内訳書を作成した。一式として管理している印刷機については、平成 23 年 4 月 12 日備品ごとに別々に備品管理票を作成し、機器毎に管理するよう改善した。</p> <p>(2) 精密天びんについては、使用不能のため処分することとし、平成 23 年 7 月末までに売却の可否を決定することとした。イオンクロマトグラフ分析装置など 26 点については、使用可能な物品については、平成 23 年 6 月末までに茨城県行政情報ネットワークシステムの掲示板に掲載し、他機関での利用（管理換え）を推進することとした。なお、管理換えが無理な備品については、平成 23 年 8 月末までに売却の可否を決定することとした。市民団体等への貸出機材 9 点について、センターホームページでの紹介や市民団体への通知などにより利用向上を図り、市民団体による環境保全活動を支援することとした。</p> <p>(3) 42 人乗バスについては、平成 23 年度に、霞ヶ浦野外講座等で約 70 日利用するほか、センター土浦駅間の送迎を行うなど、センターへのアクセス改善のために活用することとした。 ワンボックスタイプの貨物自動車については、茨城県行政情報ネットワークシステムの掲示板を活用し共同利用を図ることとした。</p> <p>(4) 平成 23 年度から公用車運転日誌に準じた運転管理簿を整備・記録することにより、利用日数や走行記録等を把握し、適正な管理に努めることとした。</p> <p>(5) 今後は、本来の機能を失っていないものは、茨城県行政情報ネットワークシステムの掲示板に掲載し、他機関での利用を推進することとした。また、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象機関 水戸保健所	○監査対象項目 備品の取得, 備品の管理, 備品の処分
○監査の意見 <p>(1) 3台目のデジタル粉塵計1点(取得価格255,150円)を取得(管理換え)しているが、既存の2点の利用実績がないことから、複数点保有の必要性を検証し、保有台数の見直しを図り、維持管理経費のみならず今後の更新経費の抑制に努められたい。</p> <p>(2) 現物確認が行われておらず、備品管理票と現物とを照合した結果、標識が付されていないものが見受けられ、またレーザープリンターなど4点(取得価格517,120円)は現物確認ができなかったことから、定期的な現物確認を行い、適正な管理に努められたい。</p> <p>(3) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器等の内訳の記載がないものがファイバースコープシステムなど2点(1,155,000円)あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適正に行われたい。</p> <p>(4) 緊急時利用のために保有しているMCA無線機3点(取得価格396,900円)について、現状で利用方法を明確に把握している職員がおらず、緊急時における利用に支障を来す恐れがあることから、専用者が利用方法を修得するとともに、修得者が複数人になるよう管理体制の強化を図られたい。</p> <p>(5) 平成21年度に利用実績のなかった64点(取得価格20,061,980円)のうち、映写機など31点(取得価格1,633,204円)は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(6) 公用車17台について稼働日数が66日～219日と差が生じており、公用車更新基準の85日を下回るものが1台(取得価格659,200円)あることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、互いに隣接する機関があるなど合同庁舎に準ずる立地形態であり、公用車のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(7) 平成21年度に11点(取得価格2,246,060円)を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証が行われたい。</p>	
○上記に対する措置状況 <p>(1) 利用見通しを検討した結果、必要性を考慮しても1台で十分に足りるため、2台について管理換え等有効活用、売却等を検討した。 その結果、当該備品は製造メーカーのサポート体制が終了し、また較正を行っていないため正確な環境測定ができず不用であり、売却価値もないことから棄却処分することとした。</p> <p>(2) 標識の付されていない備品については、直ちに標識を付した。 また、毎年度備品管理票と現物との照合を行うこととした。 なお、現物確認できなかったレーザープリンターなど4点のうち3点は既に棄却処分済みであった。残り1点は、故障し、修理不能により使用できず、売却価値もないため棄却処分することとした。</p> <p>(3) 複数の部分品から構成される備品については、直ちに部分品の全てに明細書を作成し、適正な管理に努めている。</p> <p>(4) 所内研修や事務引継ぎを行うことにより、無線機の使用方法を複数人で共有しあい、緊急時の利用に対応することとした。</p> <p>(5) 映写機など31点について、利用向上や管理換え等有効活用の検討をした結果、必要のない備品については、売却処分を基本に、実施計画書を作成し処分することとした。</p> <p>(6) 公用車更新基準の85日を下回る1台については、平成23年2月に廃車した。 公用車13台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、今年度早々に隣接する3機関で協議し、公用車の共同利用開始に努める。</p> <p>(7) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関 竜ヶ崎保健所</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 現物と備品管理票とを照合したところ、災害時対策用自家発電機1点(取得価格381,100円)は現物確認できなかったことから、定期的な現物確認を行い、適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器等の内訳の記載がないものが実体顕微鏡一式など2点(取得価格239,983円)あったことから、機器の一部が紛失した場合など、把握できないことも想定されるため、構成機器の内訳を作成し、個々の適正な管理に努められたい。</p> <p>(3) 平成21年度に利用実績のなかった備品78点(取得価格62,700,956円)のうち、今後の利用見通しが検討されていなかったもの52点(取得価格59,579,635円)について、これらの中には、本来それまでの保健所業務の見直しに併せて、管理換えや譲渡など有効活用に向けた見直しが図られているべき備品(胃集団検診用X線装置などの衛生医療器具類など)も多数見受けられ、その他の備品も含めて、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、当該備品の有効性のみならず、保管スペースの有効活用を図るうえで改善すべきであり、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 平成22年11月に、全ての備品について再度備品管理票と現物の照合を実施した。今後、年度末に現備品管理者、新年度に新備品管理者による備品管理票と現物の照合を実施することにより、適正な備品管理を行なうこととした。 なお、現物確認できなかった災害時対策用自家発電機は棄却した。</p> <p>(2) 平成22年11月に構成部品の一覧作成と部品の写真撮影を行い備品管理票に添付した。今後、備品管理票、構成部品一覧及び部品写真により適正な備品管理を行なうこととした。</p> <p>(3) 利用見通しを検討した結果、X線装置など13点については、長期間メンテナンスをしていない他、近年のデジタル化にも対応していない機器であり売却も不可能なことから、処分予算を要求し棄却することとした。 蘇生訓練用人体模型等8点については、管理換え先の調査を行い、管理換えに努めることとした。 電飾パネルなど8点は、イベントでの展示や来庁者向けにロビーで放映するなど有効活用していくこととした。</p>	

<p>○監査対象機関 土浦保健所</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 現物確認が行われておらず, 備品管理票と現物とを照合した結果, 標識が付されていないものが見受けられ, また水分活性計など 32 点 (取得価格 4,599,898 円) は現物確認ができなかったことから, 定期的な現物確認を行い, 適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち, 構成機器等の内訳の記載がないものが ATP ふき取り検査システムなど 2 点 (1,170,750 円) あったことから, 機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し, 部分品等個々の管理を適正に行われたい。</p> <p>(3) 平成 21 年度に利用実績のなかった備品 124 点 (取得価格 43,792,866 円) のうち, 利活用または処分の検討を進めているもの 32 点 (取得価格 5,283,563 円), 今後の利用見通しが検討されていなかったもの 63 点 (取得価格 29,500,593 円) について, これらの中には, 本来それまでの保健所業務の見直しに併せて, 管理換えや譲渡など有効活用に向けた見直しが図られているべき備品 (骨塩定量検査装置などの試験及び測定測量器具類や X 線ミラカマなどの衛生医療器具類など) も多数見受けられ, その他の備品も含めて, 今後の利用見通しが検討されていなかったことから, 当該備品の有効性のみならず, 保管スペースの有効活用を図るうえで改善すべきであり, 自らの利用向上や管理換え等有効活用, または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に 2 点 (取得価格 1,031,300 円) を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 平成 23 年度から備品一覧表で定期的 (年 1 回) に現物確認を実施するとともに, 共用備品については専 (共) 用者を課長レベルにしていたが, 平成 23 年度中に担当 (使用) 者レベルに変更し, 管理体制の強化を図ることとした。 また, 標識が未貼付の備品には直ちに標識を貼付した。 なお, 再度現物調査を実施し, 現物確認ができなかった 32 点のうち 3 点を確認, また, 過去に処分したが所定の手続きをしていなかった 28 点について不用の決定・棄却処分を行った。 さらに, 既に他所属に移動していた 1 点について管理替え手続きを実施した。</p> <p>(2) 直ちに, 複数の部分品から構成される備品については, 部分品の全てに明細書を作成し適正な管理に努めている。</p> <p>(3) 災害等による健康危機管理用の測定機器については, 平成 23 年度中に災害対策のあり方に考慮しつつ処分計画を策定することとした。 健康危機管理用の測定機器以外の備品については, 関係課において利用方策の再検証を実施し, 今後の利用見通しの検討を行うこととした。</p> <p>(4) 今後, 処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど, 売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関 衛生研究所</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 平成 17 年度取得のパソコン 4 点 (取得価格 740,502 円) について, 登録手続の不備により一括登録されていたことから, 適切な事務処理の徹底を図られたい。</p> <p>(2) 現物確認が行われておらず, 備品管理票と現物とを照合した結果, 標識が付されていないものが見受けられ, また菌(株)保管棚など 2 点 (取得価格 232,640 円) は現物確認ができなかったことから, 定期的な現物確認を行い, 適正な管理に努められたい。</p> <p>(3) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち, 構成機器等の内訳の記載がないものが液体シリンジョンシステムなど 9 点 (取得価格 110,749,400 円) あったことから, 機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し, 部分品等個々の管理を適正に行われたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に利用実績のなかった 142 点 (取得価格 277,195,264 円) のうち, デスクトップパソコンなど 11 点 (取得価格 22,926,925 円) については, 利活用または処分の検討を進めているが, 適時適切な有効活用等を図られたい。 また, ポラロイドカメラなど 37 点 (取得価格 117,882,481 円) は, 今後の利用見通しが検討されていなかったことから, 自らの利用向上や管理換え等有効活用, または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(5) 公用車 2 台 (取得価格 2,067,610 円) について, 公用車更新基準の 85 日を下回っていたことから, 利用状況を踏まえた適正な配置台数など, その必要性を検証するとともに, 互いに隣接する機関があるなど合同庁舎に準ずる立地形態であり, 公用車のデータ (保有・管理情報) を他機関と共有することにより, 共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(6) ガスクロマトグラフ質量分析計など 21 点 (取得価格 18,296,423 円) を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 一括登録していたパソコン 4 点については, 平成 23 年 3 月 30 日に, パソコン 1 台毎の備品登録に変更した。</p> <p>(2) 標識の付されていない備品については, 直ちに標識を付した。 また, 平成 23 年度から, 毎年 4 月に毎年度備品管理票と現物との照合を行うこととした。</p> <p>(3) 複数の部分品から構成される備品については, 平成 23 年 3 月末までに, 構成機器の内訳書を作成し, 備品管理票へ添付した。</p> <p>(4) 利用方策を検討した結果, デスクトップパソコンなど 11 点のうち, デスクトップパソコンなど 2 点は所長室執務用として使用することにし, 電気低温度恒温器など 2 点は利活用について調整している。7 点については, 老朽化により管理換え及び売却を検討した結果が不可能であり, 平成 23 年 3 月に処分した。ポラロイドカメラなど 37 点についても管理換え及び売却の検討を進めたが, 高級実体顕微鏡など 10 点は修理不能により, 平成 23 年 3 月に併せて処分した。その他については, 今後備品一つ一つの現状等の内容を精査して判断していくこととした。</p> <p>(5) 公用車 2 台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について, 今年度早々隣接する 3 機関で協議し, 公用車の共同利用開始に努める。</p> <p>(6) 今後, 処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど, 売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関 県立こども福祉医療センター</p>	<p>○監査対象項目 備品の取得, 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 5 か月間で同一品計 3 点 (輸液ポンプ, 取得価格 827,400 円) を 3 回に分けて購入していること, また, 同一業者から納入可能な衛生医療器具類である PCW (姿勢制御歩行器) 1 点 (取得価格 94,200 円), SRC ウォーカー 1 点 (取得価格 101,700 円), コッソ (昇降フレーム机) 1 点 (取得価格 157,600 円) 計 3 点を同一時期に個々に購入していることについて, 事務の効率性及び有効性の観点から, 計画的な一括調達を行われたい。</p> <p>(2) 現物確認が行われておらず, 備品管理票と現物とを照合した結果, 現物の確認ができないものがカラーテレビなど 80 点 (取得価格 36,934,877 円) あったほか, 標識の不貼付が見受けられたことから, 不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で, 現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(3) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち, 構成機器等の内訳の記載がないものがパッケージエアコンなど 16 点 (取得価格 107,772,540 円) あったことから, 機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し, 部分品等個々の管理を適正に行われたい。</p> <p>(4) 高圧蒸気滅菌器など 2 点 (取得価格 394,500 円) について, 不用の決定を行う前に処分 (棄却) していたことから, 備品の処分に当たっては, 不用の決定等, 適正な手続きに努められたい。</p> <p>(5) 平成 21 年度に 34 点 (取得価格 5,854,520 円) を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 同一の輸液ポンプ 3 台については, 作動不良や点検による修理不能, インフルエンザや入所児の重症化による対応を図る必要があるなどその都度判断し購入した。また, 同一業者から購入可能な衛生医療器具類については, それぞれの仕様が決まった時期に差があったことによるものだが, 物品購入手続きについては, 購入時に同一業者から調達できる物品を確認するように改善し, 各部署の調達見込み物品について随時把握に努め, 一括調達として適正な調達をすることとした。”</p> <p>(2) 現物確認の今までのあり方を検討・改善して平成 23 年度より年 1 回の現物確認を行うこととした。 なお, 標識の不貼付は, 直ちに改善する。 指摘のあった備品は, 貼付した。 また, 現物確認できなかったカラーテレビなど 80 点については, 再調査した結果, デジタルカメラなど 16 点を確認, また, 過去に処分したが所定の手続きをしていなかったものについて不用の決定・棄却処分を行うこととした。</p> <p>(3) 今後, 構成機器の内訳は必ず作成することとした。また過去の物品についても調査し早急に作成することとした。</p> <p>(4) 平成 22 年 12 月から備品の処分に当たって, 必ず備品台帳と突合するように改善し, 確実に不用の決定等, 適正な手続きをとることとした。</p> <p>(5) 今後, 処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど, 売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象機関 県立リハビリテーション センター	○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分
○監査の意見 (1) 備品管理票で確認できないものが3点(昇降機平行棒2点, 電動カート1点)あったことから, 取得の状況を明確にし, 備品の登録漏れがないよう適切な事務処理の徹底を図られたい。 (2) 平成21年度に利用実績のなかった33点(取得価格5,309,928円)のうち, スキャナなど30点(取得価格5,012,201円)は, 今後の利用見通しが検討されていなかったことから, 自らの利用向上や管理換え等有効活用, または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。 (3) 平成21年度に24点(取得価格6,298,619円)を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定の前に十分な検証を行われたい。	
○上記に対する措置状況 (1) 備品管理票で確認できなかった3点については, 直ちに備品管理票を作成し, 適正管理に努めている。 (2) スキャナなど30点のうち, 現時点では主に訓練用として使用していた備品は, 利用者の能力・ニーズに応じた訓練用備品として使用することを想定し, 従来どおり管理していく。また, それ以外のものは, 今後利用するかどうか検討し, 管理換えや売却を前提とした処分を行っていくこととした。 (3) 今後, 処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど, 売却の可否を確認したうえで処分することとした。	

○監査対象機関 工業技術センター	○監査対象項目 備品の管理
○監査の意見 (1) 専共用者の異動に伴う備品の引継ぎの未実施や, 重要な機械器具の備品管理票の未作成が見受けられたことから, 適切な事務処理の徹底を図られたい。 (2) 現物確認は行っているが, 備品管理票と現物とを照合した結果, 標識記載の取得年月日不一致(フェルトスター1点; 取得価格1,150,000円)や標識の不貼付, 確認結果記録の未作成が見受けられたことから, 不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で, 現物確認の確実な実施を行われたい。 (3) 平成21年度に利用実績のなかった186点(取得価格608,209,323円)のうち, パソコンなど19点(取得価格112,650,257円)については, 利活用または処分の検討を進めているが, 適時適切な有効活用等を図られたい。 また, 粘弾性測定システムなど13点(取得価格77,753,922円)は, 今後の利用見通しが検討されていなかったことから, 自らの利用向上や管理換え等有効活用, または売却を前提とした処分など具体的な実施計画を策定されたい。	
○上記に対する措置状況 (1) 備品の引継ぎを確実に実施するため, 全ての備品管理票と現物の突合を行い, 管理備品について, 引継ぎ及び備品管理票の作成を確実に実施し適正管理に努めることとした。 また, 備品管理票が未作成な重要な機械器具について, 平成23年3月に備品管理票を作成した。 (2) 標識の付されていない備品については, 直ちに標識を付した。 また, 平成23年度から, 毎年定期的に備品管理票と現物との照合を行った際は, チェックリストを作成し, その結果を記録することとした。 (3) パソコンなど19点について利用見通しを検討した結果, 機器の状態や利用目的により利用可能性を見極めて適切な処分を行うこととした。 また, 粘弾性測定システムなど13点について, 今後の利用見通しを検討し, 有効活用または処分の実施計画を策定することとした。	

○監査対象機関 工業技術センター窯業指導所	○監査対象項目 備品の取得, 備品の管理, 備品の処分
○監査の意見 (1) 同一研究で用いる試験研究機器類 3 点 (PH meter 1 点, 取得価格 159,390 円; オートクレーブ 1 点, 取得価格 319,200 円; 水簸処理装置 1 点, 取得価格 231,000 円) を 1 点毎に分割して購入していることについて, 事務の効率化及び有効性の観点から, 計画的な一括調達を行われたい。 (2) 現物確認が行われておらず, 備品管理票と現物とを照合した結果, 炉内温度測定装置など 4 点 (取得価格 1,085,373 円) は現物確認ができなかったことから, 定期的な現物確認を行い, 適正な管理に努められたい。 (3) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち, 構成機器等の内訳の記載がないものがガラスビード試料作製装置など 6 点 (取得価格 65,816,000 円) あったことから, 機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し, 部分品等個々の管理を適正に行われたい。 (4) 平成 21 年度に利用実績のなかった 69 点 (取得価格 179,757,599 円) のうち, パソコンソフトなど 48 点 (取得価格 86,329,875 円) については, 利活用または処分の検討を進めているが, 適時適切な有効活用等を図られたい。 (5) 平成 21 年度に 2 点 (取得価格 722,827 円) を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定の前に十分な検証を行われたい。	
○上記に対する措置状況 (1) 物品購入手続きについて事務の効率化及び有効性の観点から, 計画的, 効率的な調達方法に改善し, 平成 23 年度から, 一括調達できるものは一括調達することとした。 (2) 現物確認ができなかった炉内温度測定装置など 4 点について, 直ちに再確認を行い, 炉内温度測定装置を確認し, 他 3 点のパソコンソフトについては, インストールされていたパソコンの棄却処分時に同時に廃棄されていたことを確認したことから, 全て棄却処分の手続きを行うこととした。 今後, 工業技術センター本所と当所共同で年 2 回の定期的な現物確認を行い, 適正な管理を行うこととした。 (3) 直ちに, 部品一式として管理しているものについて, 構成部品の内訳を記載した。 (4) パソコンのソフトなど 48 点について, 管理換え及び売却の検討をしたが, その可能性は低く, 46 点については, 平成 22 年度に処分を行った。 その他については, 検討中であり, 利用の可能性を見極めて適切な処分を行うこととした。 (5) 今後, 処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど, 売却の可否を確認したうえで処分することとした。	

○監査対象機関 県立産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院	○監査対象項目 備品の管理
○監査の意見 (1) 現物確認が行われておらず, 備品管理票と現物とを照合した結果, 校旗 (一式) 1 点 (取得価格 50,000 円) は現物確認ができなかったことから, 定期的な現物確認を行い, 適正な管理に努められたい。 (2) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち, 構成機器等の内訳の記載がないものが教材撮影装置一式など 5 点 (取得価格 12,352,823 円) あったことから, 機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し, 部分品等個々の管理を適正に行われたい。	
○上記に対する措置状況 (1) 校旗については, 校名変更の際に所定の手続きを行わず棄却処分としたことから, 処分に係る事務処理方法を再確認し再発防止を行うとともに, 毎年定期的に備品管理票と現物との照合を行うこととした。 (2) 直ちに構成機器の内訳を作成し, 部分品等個々の管理を行うこととした。	

<p>○監査対象機関</p> <p>県立日立産業技術専門学院</p>	<p>○監査対象項目</p> <p>備品の取得, 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) オイルフリーコンプレッサー式 1 点(取得価格 1,328,313 円)の備品管理票の記録について, 取得価格に既存備品の処分費用が含まれて登録されているため, 本体部分での価格に訂正し, 適切な管理に努められたい。</p> <p>(2) 乗用草刈り機 1 点(取得価格 787,500 円)を購入しているが, 共同利用が可能な機器等であるため, 利用頻度等を考慮したうえで, 関係する備品のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより, 共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(3) 現物確認は行っているが, 備品管理票と現物とを照合した結果, 現物確認できなかったもの(発電機など 7 点, 取得価格 1,576,050 円)や確認結果記録の未作成が見受けられたことから, 不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で, 現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(4) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち, 構成機器等の内訳の記載がないものが 1 点(オイルフリーコンプレッサー式取得価格 1,328,313 円)あったことから, 機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し, 部分品等個々の管理を適切に行われたい。</p> <p>(5) 平成 21 年度に利用実績のなかった 110 点(取得価格 39,423,931 円)のうち, トランジットなど 6 点(取得価格 1,111,810 円)については, 利活用または処分の検討を進めているが, 適時適切な有効活用等を図られたい。 また, ジブクレーンなど 2 点(取得価格 3,212,000 円)は, 今後の利用見通しが検討されていないことから, 自らの利用向上や管理換え等有効活用, または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(6) 日立・水戸・鹿島の 3 学院が共同利用することで保有している小型トラック(取得価格 819,000 円)について, 稼働日数 9 日と極めて低調であり, 3 学院以外他機関での利用も見込まれることから, 公用車のデータ(保有・管理情報)を共有することにより他機関との共同利用も積極的に推進されたい。</p> <p>(7) 平成 21 年度に 6 点(取得価格 11,503,204 円)を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) オイルフリーコンプレッサー一式について, 直ちに備品の登録に係る訂正を行い, 適切な管理に努めている。</p> <p>(2) 乗用草刈り機について, 稼働日数が年間 15 日程度であることから, 平成 23 年度内に他機関の利用希望調査等を実施するなど, 他機関との共同利用を検討していくこととした。</p> <p>(3) 現物確認できなかった発電機など 7 点の備品について, 直ちに再確認を行ったところ, 6 点は棄却処分を行い, 現物を確認できた発電機 1 点については管理を徹底する。今後は, 備品照合の確認を毎年度終了時期に行うこととし, 写真添付等の独自の備品管理表を作成し, 適正に管理することとした。</p> <p>(4) 複数の部分品で構成されているものについては, 直ちに, 独自の備品管理表にて構成機器の内訳を作成し適正に管理することとした。</p> <p>(5) 他学院で利用可能な備品は管理換えを検討し, 他訓練等で使用できる機器等については積極的に利活用することとした。 平成 22 年度は 67 件の棄却処分を行い, 23 年度以降についても実施計画に基づき整理し, 売却を含めて処分などを実施していくこととした。</p> <p>(6) 小型トラックについて, 稼働日数が年間 9 日であることから, 平成 23 年度に他機関の利用希望調査等を実施するなど, 他機関との共同利用を検討していくこととした。</p> <p>(7) 今後, 処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど, 売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象機関 県立古河産業技術専門学院	○監査対象項目 備品の管理
○監査の意見 (1) 平成 21 年度に利用実績のなかったアルゴンアーク溶接機など 6 点(取得価格 2,059,910 円)については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。	
○上記に対する措置状況 (1) アルゴンアーク溶接機など 6 点は、型式も古くなり耐用年数も過ぎており、管理換え及び売却を検討した結果棄却処分と決定し、平成 23 年度に棄却処分することとした。	

<p>○監査対象機関</p> <p>県北農林事務所</p>	<p>○監査対象項目</p> <p>備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 特定業務の利用に限定される大型サイズ図面印刷機について、高額備品 2 点〔林務部門用としてデジタル広幅複合機 1 点（取得価格 1,785,000 円）、大型プリンター 1 点（取得価格 488,250 円）〕のほか、リース品 1 点〔土地改良部門用としてデジタル広幅複合機 1 点（賃借料 252,000 円/年；高額備品のデジタル広幅複合機と同機種）〕を 3 階の製図室に並列して設置しているが、利用形態から判断して過剰設置であり、また、同一事務室内に汎用のプリンター 4 点（取得価格 780,990 円）をリース品も含めて複数台設置していることから、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(2) 平成 21 年度に利用実績のなかった 28 点（取得価格 11,199,417 円）のうち、フィルムカッターなど 7 点（取得価格 1,136,532 円）については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>また、経営・普及部門用の試験及び測定機器類で取得価格 50 万円以上の備品 10 点のうち、平成 21 年度に利用実績のなかったものが土壌診断前処理装置など 5 点（取得価格 7,776,656 円）あったが、特に土壌診断前処理装置（取得価格 4,944,000 円）は平成 6 年度の取得後約 1 年間で利用しなくなり、その後は特段の利活用方策を講じないまま放置されていた。このことは極めて不適切な利活用であり、有効性の観点から適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>このほか、自記雨量計など 9 点（取得価格 1,407,529 円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(3) 公用車 34 台について、稼働日数が 35 日～241 日と差が生じており、公用車更新基準の 85 日を下回るものが 2 台（取得価格 1,988,879 円）あり、また平成 21 年度に公用車を 2 台（取得価格 2,467,101 円）更新していることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、公用車のデータ（保有・管理情報）を他機関と共有することにより共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に処分した 37 点（取得価格 9,112,896 円）のうち、34 点（取得価格 7,630,200 円）の処分方法が棄却であり、売却についての具体的な検討がなされなかったが、本来の機能を失っていても部品や現材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 大型サイズ図面印刷機 3 台については、業務量などから検証の結果、1 台を削減すべきと判断したところである。なお、各印刷機の維持管理に係る現契約から経費を試算すると、少なくともリース契約期間内は、現行どおり 3 台で運用することが、経費の節減を図ることができることから、耐用年数経過後またはリース機の機種変更による料金の改定がなされた時点で、適正な配置台数とする。</p> <p>汎用プリンターについては、経済性及び事務の効率性の観点から検証した結果、一部に台数削減の余地があることから、業務量の変化などを的確に把握し、随時、適正台数の見直しを行い、経費節減に努めていくこととする。</p> <p>(2) 利用実績のない備品の有効活用については、早急に管理換え、売却等も含め有効活用について検討していくこととした。</p> <p>土壌診断前処理装置の有効活用については、利用の実態及び機器の劣化等の状態を踏まえ事業主管課等と協議の上、早急に有効活用について検討していくこととした。</p> <p>自記雨量計等の有効活用等については、管理換え等を含めた処分方法を検討する。</p> <p>(3) 公用車 34 台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、平成 23 年度から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努めます。</p> <p>(4) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関</p> <p>県央農林事務所</p>	<p>○監査対象項目</p> <p>備品の取得, 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 3台目のシュレッダー1点(取得価格126,000円)の購入について、特別な理由なく機種を特定しており、また3階事務室に3台設置していることから、備品の購入にあたっては、経済性の観点から常に経費の削減を念頭においた適切な仕様書の作成など歳出の抑制に努めるとともに、処理能力や利用頻度を考慮したうえで、複数点保有の必要性を検証して、保有台数の見直しを図り、維持管理経費のみならず今後の更新経費の抑制に努められたい。</p> <p>(2) 現物確認は行っているが、備品管理票と現物とを照合した結果、標識の不貼付や確認結果記録の未作成が見受けられたことから、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(3) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器等の内訳の記載がないものが米品質分析機器一式など2点(取得価格7,472,500円)あり、また、構成機器の一部が確認できないものが1点(テララト一式、取得価格103,005円)あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適切に行われたい。</p> <p>(4) 同一事務室内に汎用のプリンター6点(取得価格1,011,706円)とリース品を含めて複数台設置していることから、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(5) 平成21年度に利用実績のなかった33点(取得価格18,964,626円)のうち、キヤンクターミナルなど9点(取得価格923,156円)については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>また、経営・普及部門用の試験及び測定機器類で取得価格50万円以上の備品17点のうち、平成21年度に利用実績のなかったものが土壌診断前処理ポットなど7点(取得価格15,727,751円)あったが、特に土壌診断前処理ポット(取得価格8,734,400円)は平成6年度の取得後約4年間で利用しなくなり、その後は特段の利活用方策を講じないまま放置されていた。このことは極めて不適切な利活用であり、有効性の観点から適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>このほか、ノートパソコンなど17点(取得価格428,819円)は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(6) 公用車36台について、稼働日数が83日～213日と差が生じており、公用車更新基準の85日を下回るものが1台(取得価格1,048,000円)あり、また平成21年度に公用車を2台(取得価格2,542,701円)更新していることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、公用車のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(7) 平成21年度に処分した17点(取得価格4,001,176円)のうち、16点(取得価格3,066,297円)の処分方法が棄却であり、売却についての具体的な検討がなされなかったが、本来の機能を失っていても部品や現材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定前に十分な検証を行われたい。</p>	

○上記に対する措置状況

- (1) 機種の特定については、平成 22 年度中に今後適切な選定方法とするよう改善した。
複数点保有するシュレッダーについては、見直しを行った結果、早急に削減を行い、適正な保有台数に努めることとした。
- (2) 標識の付されていない備品については、直ちに標識を付した。
また、備品の確認については、確認記録を作成して行うこととした。
- (3) 平成 22 年度中に内訳を記載し、構成機器それぞれの写真を添付した。
- (4) 平成 23 年度中に必要台数の見直しを行い、台数の削減を図ることとし、計画的に契約の更新を行うこととした。
- (5) 利用実績のなかった備品については、早急に、利活用及び処分などの実施計画を策定し、適時適切な有効活用等に努めることとした。
特に土壌診断前処理ロボットについては、老朽化が著しく、今後の使用の見込みがないため処分することとした。
- (6) 公用車 36 台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、6 月から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努めます。
- (7) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。

<p>○監査対象機関 鹿行農林事務所</p>	<p>○監査対象項目 備品の取得, 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) デジタル一眼レフカメラ 1 点 (取得価格 75,600 円) の購入について, 特別な理由なくメーカー及び機種を特定していることから, 備品の購入にあたっては, 経済性の観点から常に経費の削減を念頭においた適切な仕様書の作成など歳出の抑制に努めるとともに, 処理能力を考慮したうえで, 複数点保有の必要性を検証して, 保有台数の見直しを図り, 維持管理経費のみならず今後の更新経費の抑制に努められたい。</p> <p>(2) 備品管理票の登録重複が 11 点 (すべて移動砲台; 取得価格 886,418 円) 見受けられたことから, 適切な事務処理の徹底を図られたい。</p> <p>(3) 現物確認は行っているが, 備品管理票と現物とを照合した結果, 現物の確認ができないものが 1 点 (データ処理システム一式; 取得価格 65,000 円) あったほか, 標識記載の取得年月日不一致 (自記温度計 1 点; 取得価格 50,000 円) や標識の不貼付, 確認結果記録の未作成が見受けられたことから, 不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で, 現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(4) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち, 構成機器等の内訳の記載がないものが心拍記憶装置メモリーマーカー一式など 3 点 (取得価格 13,238,000 円) あったことから, 機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し, 部分品等個々の管理を適切に行われたい。</p> <p>(5) 同一事務室内に汎用のプリンター 2 点 (取得価格 400,155 円) とリース品を含めて複数台設置しており, また, シュレッダー 4 点のうち 2 点 (取得価格 709,155 円) を同一フロアに設置していることから, 維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で, 備品のみならずリース品も含めた適正な配置台数を検証し, 経費の節約に努められたい。</p> <p>(6) 平成 21 年度に利用実績のなかった 43 点 (取得価格 17,167,857 円) のうち, 映写機など 24 点 (取得価格 3,718,384 円) については, 利活用または処分の検討を進めているが, 適時適切な有効活用等を図られたい。 また, 経営・普及部門用の試験及び測定機器類で取得価格 50 万円以上の備品 11 点のうち, 平成 21 年度に利用実績のなかったものが土壌診断前処理ポットなど 4 点 (取得価格 12,305,825 円) あったが, 特に土壌診断前処理ポット (取得価格 8,734,400 円) は平成 6 年度の取得後約 4 年間で利用しなくなり, その後は特段の利活用方策を講じないまま放置されていた。このことは極めて不適切な利活用であり, 有効性の観点から適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>(7) 公用車 29 台について, 稼働日数が 35 日～198 日と差が生じており, 公用車更新基準の 85 日を下回るものが 5 台 (取得価格 4,451,450 円) あり, また平成 21 年度に公用車を 2 台 (取得価格 2,520,791 円) 更新していることから, 利用状況を踏まえた適正な配置台数など, その必要性を検証するとともに, 公用車のデータ (保有・管理情報) を他機関と共有することにより共同利用を積極的に推進されたい。 また, トヨタランドクルーザー 1 点 (取得価格 2,383,500 円) について, 適切な日常点検が行われず, 事故等の突発的な事由なく整備等に 1,166,092 円の経費を要していたことから, 日常点検など公用車の整備に万全を期されたい。</p> <p>(8) 平成 21 年度に 105 点 (取得価格 23,169,351 円) を処分しており, 処分方法を全て棄却としているが, 処分方法が棄却であり, 売却についての具体的な検討がなされなかったが, 本来の機能を失っていても部品や現材料に価値があることが考えられ, 経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など, 処分決定前に十分な検証を行われたい。</p>	

○上記に対する措置状況

- (1) 備品の購入に当たってのメーカー及び機種選定については、今後、使用目的を踏まえて適切な仕様書を作成し、特別な理由なく機種を特定することを改め、適確な事務処理並びに歳出の抑制に努めることとした。
同一備品の保有台数の見直しについては、早急に、保有台数及び機能並びに使用時期・使用頻度等を把握し、維持管理経費及び更新経費の抑制に努めることとした。
- (2) 登録重複の備品については、平成22年10月22日に、備品管理票から削除するとともに、改めて現物確認を実施した。
- (3) 平成22年度中に、標識記載の取得年月日不一致、標識の不貼付、について備品管理票と現物との照合を実施した。また、今後、備品の確認については、確認記録を作成して行うこととした。
なお、現物確認ができなかった備品について、再調査を実施し現物確認した。
- (4) 複数の部分品から構成される備品については、直ちに部分品の全てに明細書を作成し適正な管理に努めている。
- (5) プリンターについては、配置台数の検証の結果情報政策課配置複合機1台をリース契約満了後削減とし、経費の節減に努めていく。
シュレッダーについては、当所における配置は各部門とも充足されていることから、希望する所属への管理換えを検討していくこととした。
- (6) スライド映写機など24点（取得価格3,718,384円）については、使用が可能であるか否かの確認を再度行ったうえで、使用できないもの14点2,219,936円を平成23年3月2日までに棄却処分とした。残りの備品については、有効活用について早急に再度検討することとした。
土壌診断用前処理ロボット一式の有効活用については、利用の実態及び機器の劣化の状態等を踏まえ、早急に9事業主管課等と協議のうえ有効活用について検討することとした。
- (7) 公用車29台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、平成23年6月から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努める。
公用車の整備については、今後、日常の手入れをこまめに行い、安全確保のための整備に要する経費の節減に努めていくこととした。
- (8) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。

○監査対象機関 県南農林事務所	○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分
○監査の意見 (1) 備品管理票に登録のないデジタル複合機 1 点が見受けられたことから、適切な事務処理の徹底を図られたい。 (2) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器等の内訳の記載がないものが蛍光灯顕微鏡など 5 点 (取得価格 18,222,500 円) あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適切に行われたい。 (3) 特定業務の利用に限定される大型サイズ図面印刷機について、〔取得価格 1,764,000 円及び 1,512,000 円 (測量設計 CAD システムの一部)〕を 3 階企画調整部門会議室に並列設置しているほか、リース品 1 点 (賃借料 234,360 円/年) を 2 階土地改良部門製図室に設置しているが、利用形態から判断して過剰設置であり、また、同一事務室内に汎用のプリンター 3 点 (取得価格 1,960,350 円) をリース品も含めて複数台設置していることから、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。 (4) 平成 21 年度に利用実績のなかった 72 点 (取得価格 33,530,921 円) のうち、ノートパソコンなど 26 点 (取得価格 4,267,071 円) については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。 また、経営・普及部門用の試験及び測定機器類で取得価格 50 万円以上の備品 9 点のうち、平成 21 年度に利用実績のなかったものが土壌診断前処理ポットなど 5 点 (取得価格 19,992,424 円) あったが、特に土壌診断前処理ポット (取得価格 8,734,400 円) は平成 7 年度の取得後直ちに利用しなくなり、そのほか食味計など 3 点も長期間未利用の状態、その後は特段の利活用方策を講じないまま放置されていた。このことは極めて不適切な利活用であり、有効性の観点から適時適切な有効活用等を図られたい。 このほか、ビデオカメラなど 10 点 (取得価格 1,856,840 円) は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。 (5) 平成 21 年度に 26 点 (取得価格 6,104,040 円) を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、処分方法が棄却であり、売却についての具体的な検討がなされなかったが、本来の機能を失っていても部品や現材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定前に十分な検証を行われたい。	

○上記に対する措置状況

- (1) 備品管理票で確認できないデジタル複合機1点については、経過の確認を行い、平成22年12月3日、備品管理票に登載し、適正に処理した。
今後は、備品の登録について適切な事務処理の徹底を図っていくこととした。
- (2) 蛍光顕微鏡など5点の構成機器等の内訳について、平成22年12月3日内訳書を作成し備品管理票に添付した。
今後は、備品管理票に部分品の内訳を作成し、適正な管理をしていくこととした。
- (3) 大型サイズ図面印刷機3台については、業務量などから検証の結果、1台を削減すべきと判断したところである。なお、各印刷機の維持管理に係る現契約から経費を試算すると、少なくともリース契約期間内は、現行どおり3台で運用することが、経費の節減を図ることができることから、耐用年数経過後またはリース機の機種変更による料金の改定がなされた時点で、適正な配置台数とする。
汎用プリンターについては、経済性及び事務の効率性の観点から検証した結果、一部に台数削減の余地があることから、業務量の変化などを的確に把握し、随時、適正台数の見直しを行い、経費節減に努めていくこととする。
- (4) ノートパソコンなど26点については、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な検討を早急に進めることとした。
経営・普及部門用の試験及び測定機器類については、検討の結果、活用することは不可能との判断から、処分方法等について、早急に事業主管課と連携を図りながら、適正に処理することとした。
ビデオカメラなど10点についても、管理換え等有効活用、売却を前提とした処分について、早急に具体的な検討を行っていくこととした。
- (5) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。

<p>○監査対象機関</p> <p>県西農林事務所</p>	<p>○監査対象項目</p> <p>備品の取得, 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 5台目のシュレッダー1点(取得価格176,767円)の購入について、4階事務室に2台設置していることから、処理能力や利用頻度を考慮したうえで、複数点保有の必要性を検証して、保有台数の見直しを図り、維持管理経費のみならず今後の更新経費の抑制に努められたい。</p> <p>(2) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器等の内訳の記載がないものが土壌作物体総合分析計一式など2点(取得価格12,199,400円)あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適切に行われたい。</p> <p>(3) 同一事務室内に汎用のプリンター7点(取得価格1,036,300円)とリース品を含めて複数台設置していることから、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(4) 経営・普及部門用の試験及び測定機器類で取得価格50万円以上の備品10点のうち、平成21年度に利用実績のなかったものが土壌診断前処理ロボットなど2点(取得価格9,413,400円)あったが、特に土壌診断前処理ロボット(取得価格8,734,400円)は平成7年度の取得後約1年間で利用しなくなり、その後は特段の利活用方を講じないまま放置されていた。このことは極めて不適切な利活用であり、有効性の観点から適時適切な有効活用等を図られたい。 平成21年度に利用実績のなかった45点(取得価格17,045,813円)のうち、40点(取得価格7,243,666円)は今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(5) 平成21年度に50点(取得価格7,510,334円)を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、処分方法が棄却であり、売却についての具体的な検討がなされなかったが、本来の機能を失っていても部品や現材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 5台のシュレッダーのうち霞ヶ浦用水委推進課分の2台のうち1台(大容量のもの)を、平成22年4月20日に県北教育事務所に管理換えを実施した。1台は故障しており、管理換えを検討したが修繕部品の調達ができず、修理不能のため処分を予定している。</p> <p>(2) 土壌作物体総合分析計一式など2点の構成機器等の内訳について、平成23年4月22日に内訳書を作成した。 複数の部分品から構成される備品については、今後備品管理票に部分品の内訳を作成し、適正な管理をしていくこととした。</p> <p>(3) 汎用プリンターについては、経済性及び事務の効率性の観点から検証した結果、一部に台数削減の余地があることから、業務量の変化などを的確に把握し、随時、適正台数の見直しを行い、経費節減に努めていくこととする。</p> <p>(4) 土壌診断前処理ロボットについては、早急に事業主管課と協議のうえ、有効的活用、または売却を前提とした処分等の手続きをとることとした。 他の機器類は用途日数は少ないが、今後も保有し利活用を計画的に図ることで、対処していくこととした。 スプリンクラーなど40点については、利用向上や管理換えなどの有効活用、または売却処分を検討していくこととした。</p> <p>(5) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象機関 病害虫防除所	○監査対象項目 備品の管理
○監査の意見 <p>(1) 研修会・講習会用としてビデオプロジェクター 1 点(取得価格 461,131 円)を保有しているが、利用日数が少なく(平成 21 年度は利用実績なし)、共同利用が可能な機器等であるため、利用頻度等を考慮したうえで、関係する備品のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(2) 平成 21 年度に利用実績のなかった 31 点(取得価格 7,277,456 円)のうち、ビデオデッキなど 24 点(取得価格 4,978,016 円)については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>(3) 公用車 5 台について稼働日数が 49 日～127 日と差が生じており、公用車更新基準の 85 日を下回るものが 2 台(取得価格 2,193,000 円)あることから、利用状況を踏まえた適正な配置台数など、その必要性を検証するとともに、公用車のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p>	
○上記に対する措置状況 <p>(1) ビデオプロジェクターについては、他機関へ管理換えすることとし、茨城県行政情報ネットワークシステムの掲示板へ掲載をすることとした。</p> <p>(2) 利用方策を検討した結果、平成 23 年 2 月末に、故障しており修理も不可能な備品 5 点を廃棄処分とした。また、処分しない備品 19 点は他機関へ管理換えすることとし、茨城県行政情報ネットワークシステムの掲示板へ掲載をすることとした。</p> <p>(3) 公用車 5 台の共同利用を進めるために必要となる課題の整理及び対策について、6 月から合同庁舎内の機関で協議し、公用車の共同利用開始に努める。</p>	

<p>○監査対象機関 内水面水産試験場</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 一部の備品で、標識が付されていないものが見受けられ、また、確認結果の記録がないため、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(2) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器等の内訳の記載がないものが超軟 X 線検査装置など 6 点（取得価格 41,396,600 円）あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適正に行われたい。</p> <p>(3) 平成 21 年度に利用実績のなかった 95 点（取得価格 98,358,889 円）のうち、オーバーヘッドプロジェクターなど 68 点（取得価格 58,501,434 円）については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。 また、パソコンなど 19 点（取得価格 27,286,515 円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に 45 点（取得価格 32,467,726 円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 標識について平成 23 年 1 月から 4 月にかけて全ての備品の標識を作成、貼付した。 確認結果の記録について平成 23 年度から、毎年行っている備品の管理状況確認の際、「備品一覧表（専（共）用者）」に点検（確認）内容、点検年月日の記載及び点検（確認）者印を押印することにした。</p> <p>(2) 早急に機器構成の一覧表を作成するとともに、備品管理票に機器構成の写真を添付し、適正な管理に努めることとした。</p> <p>(3) 備品の有効活用について利活用または処分の検討を進めている 68 点のうち 66 点について、老朽化等により損傷し使用できなくなっており、売却を検討したが年式が古く修理する部品の供給がされないことから、平成 23 年 1 月から 3 月に棄却処分をした。 利用計画の策定について早急に、今後利用を検討することになっている備品の、管理状況の確認と併せて利用見通しの確認を行い、利用予定のないものについては管理換え売却等の処分をすることとした。</p> <p>(4) 今後、備品の処分に当たっては、当該備品の機能を失っているとしても、試験研究機関等に部品等としての使用意向の有無を確認する等したうえで、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

<p>○監査対象機関</p> <p>水戸土木事務所</p>	<p>○監査対象項目</p> <p>備品の取得, 備品の管理</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) プロジェクター1点(取得価格138,600円)を購入しているが、特別な理由なく、2メーカー各2機種のみでの比較により機種を特定していることから、備品の購入にあたっては、経済性の観点から常に経費の削減を念頭においた適切な仕様書の作成など、歳出抑制に努められたい。</p> <p>(2) 事業説明会・地権者説明会及び所内会議用としてプロジェクター1点及びポータブルスクリーン1点(取得価格76,650円)を購入しているが、取得以前は他機関(水戸県税事務所、消費生活センター)の保有するプロジェクター等を利用していた経緯があり、共同利用が可能な機器等であるため、利用頻度等を考慮したうえで、関係する備品のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(3) 現物確認は行っているが、備品管理票と現物とを照合した結果、現物の確認ができないものがデジタルカメラ1点(取得価格33,600円)あったほか、標識の不貼付、確認結果記録の未作成が見受けられたことから、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(4) モノクロプリンターにおいて、取得価格(142,380円)の63.3%に当たる修繕費用(90,105円)を要しているが、買換え費用と修繕に要する費用との経済性の具体的な比較検討がなされていないため、経済性の観点から修繕の実施判断は、客観的な根拠に基づく検証により行われたい。</p> <p>(5) デジタル流速計2点(取得価格935,550円)について、観測業務を委託し当該流速計を受託者に貸し付けている状況であることから、流速計の保有を継続した場合と保有せず委託業務に含めた場合の具体的な費用比較を行うなど、貸付備品保有の経済性を十分に検証されたい。</p> <p>(6) 平成21年度に利用実績のなかった90点(取得価格18,362,657円)のうち、ソファークッションなど37点(取得価格8,382,110円)については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>また、ノートパソコンなど25点(取得価格3,561,720円)は、今後の利用見通しが検討されていないことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 特別な理由なく機種を特定することがないように、使用目的に沿った機能や操作性を明記した適切な仕様書の作成に努めることとした。</p> <p>(2) 事業説明会や所内会議用として毎週1回使用しているが、さらなる利活用を図るため、今後、貸し出し手順を定め、合同庁舎内の機関への貸し出しを検討していくこととした。</p> <p>(3) 早急に現物確認を行い、不足していた標識を貼付した。また、現物確認できなかった備品は故障により使用していないことが確認できたため、棄却処分した。</p> <p>なお、今後、同様なことが起きないように適正な管理に努めるとともに、標識の不貼付のないよう確認結果を記録することとした。</p> <p>(4) 備品の修繕を行う場合は、事前に費用等について具体的に調査し判断することとした。</p> <p>(5) 流速計については、貸付け方式と損料計上で委託業務に含める場合との費用比較や民間での機器の保有状況等を早急に調査し、今後の対応を検討していく。</p> <p>(6) 今後の利用見通しを検証した結果、ソファークッションなど37点については、管理換え等有効利用又は処分手続きを進めることとした。</p>	

○監査対象機関 筑西土木事務所	○監査対象項目 備品の取得, 備品の管理
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 所長用の事務用椅子 1 点(取得価格 103,929 円)及び副参事, 技佐用の事務用椅子 3 点(取得価格 166,950 円)の購入について, 既存品の更新を取得の理由としているが, 既存品より高額なものを購入していることから, 備品の購入にあたっては, 経済性の観点から常に経費の削減を念頭においた適切な仕様書の作成など歳出の抑制に努められたい。 ※従前の所長用の椅子の取得価格 63,000 円, 副参事・技佐用は消耗品。</p> <p>(2) 会議及び事業説明会用としてプロジェクター 1 点(取得価格 236,250 円)及び三脚スタンドスクリーン 1 点(取得価格 110,250 円)を購入しているが, 取得以前は他機関(県西県民センター)の保有するプロジェクター等を利用していた経緯があり, 共同利用が可能な機器等であるため, 利用頻度等を考慮したうえで, 関係する備品のデータ(保有・管理情報)を他機関と共有することにより, 共同利用を積極的に推進されたい。 また, 3 台目のシュレッダー 1 点(取得価格 240,450 円)を購入しているが, 既存シュレッダーを同一フロアに複数台設置していることから, 処理能力や利用頻度を考慮したうえで, 複数点保有の必要性を検証して, 保有台数の見直しを図り, 維持管理経費のみならず今後の更新経費の抑制に努められたい。</p> <p>(3) 三映式流速計 1 点(取得価格 283,500 円), 二映式流速計デジタルカメラ 1 点(取得価格 315,000 円)について, 観測業務を委託し当該流速計を受託者に貸し付けている状況であることから, 流速計の保有を継続した場合と保有せず委託業務に含めた場合の具体的な費用比較を行うなど, 貸付備品保有の経済性を十分に検証されたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 今後, 備品の購入にあたっては, 必要以上に高価な対価を支払うことのないように, 購入する備品の機能・諸元等の精査を十分にを行い, 経費節減を徹底することとする。</p> <p>(2) プロジェクター等については, 今後, 合同庁舎内の機関への貸出を周知する等, 共同利用を積極的に推進することとした。 シュレッダーについては, 保有台数の必要性を検証した結果, 故障して修理不能の 1 台を棄却し保有台数を 2 台とした(増設の予定なし)。 (補足) →1 台は故障・修理不能(業者確認。平成 11 年度購入)のため棄却し, 現在, シュレッダーは 2 台となっている。</p> <p>(3) 貸付備品は, 早急に, 購入額と委託業務料の軽減額との比較を重要な検討材料として検証することとした。</p>	

○監査対象機関 常陸太田工事事務所	○監査対象項目 備品の管理
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 平成 21 年度に利用実績のなかった 20 点(取得価格 2,563,435 円)のうち, ノートパソコンなど 15 点(取得価格 1,887,435 円)については, 利活用または処分の検討を進めているが, 適時適切な有効活用等を図られたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 利用見直しを検討した結果, フィルム式一眼レフカメラについては, 工事の写真の撮影に使う見込みがあるため, 1 台はこのまま保管することとした。(3 台は売却) ノートパソコン 8 台等合わせて 11 点の備品については, 故障等のために管理換えができず, 売却を検討したが売却もできず, 平成 23 年に廃棄処分することとした。</p>	

○監査対象機関 那珂久慈流域下水道事務所	○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分
○監査の意見 <p>(1) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器等の内訳の記載がないものが検出器 1 点 (取得価格 556,500 円) あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適正に行われたい。</p> <p>(2) 空気呼吸器 4 点 (取得価格 520,260 円) を緊急調査用として保有しているが、点検を行っておらず、緊急時に機能するかが不明であり、緊急時における利用に支障をきたす恐れがあることから、定期的な点検を行い結果を記録するよう管理体制の強化を図られたい。</p> <p>(3) 事務室内に汎用のプリンター 4 点 (取得価格 764,925 円) のほか、リース品のプリンターを複数台設置していることから、維持管理経費はもとより、今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に利用実績のなかった 94 点 (取得価格 15,066,261 円) のうち、ノートパソコン 1 点 (取得価格 197,641 円) については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。 また、映写機など 16 点 (取得価格 2,609,819 円) は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(5) 平成 21 年度に 10 点 (取得価格 2,517,920 円) を処分しており、処分方法は全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
○上記に対する措置状況 <p>(1) 複数の部分品から構成される備品については、直ちに構成機器の内訳を漏れなく作成し、適正な管理に努めている。</p> <p>(2) 空気呼吸器 4 点については、直ちに点検した結果、使用に支障のないことを確認した。今後は、定期点検計画により点検を行うとともに作業開始前点検を行い適正に管理することとした。</p> <p>(3) プリンターの配置については、早急に配置台数の検証を行い、業務間の共用を進めるなど配置台数を削減することとした。</p> <p>(4) 利用実績のない備品については、早急に有効活用を図るため自らの利活用を検討するとともに管理替えや売却を前提とした処分計画を策定したうえで処分を行うこととした。</p> <p>(5) 今後、処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど、売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象機関 霞ヶ浦流域下水道事務所	○監査対象項目 備品の取得，備品の管理，備品の処分
○監査の意見 <p>(1) 試薬調整の時間縮減のため多連式マグネティックスター 1 点（取得価格 59,640 円）を購入しているが，取得時期が平成 22 年 1 月となっていることから，事務の効率性及び有効性の観点からより効果的な予算執行など事務の向上に努められたい。</p> <p>(2) 既存芝刈機 2 点の利用日数が 20 日程度と低調な中で購入した芝刈機 1 点（取得価格 128,520 円）について，その利用も 20 日程度となっていることから，複数点保有の必要性を検証して，保有台数の見直しを図り，維持管理経費のみならず今後の更新経費の抑制に努められたい。</p> <p>(3) 現物確認は行っているが，備品管理票と現物とを照合した結果，現物確認できなかったものが日本語ペーヅプリンターなど 24 点（取得価格 3,997,401 円）あったほか，標識の不貼付，確認結果記録の未作成が見受けられたことから，不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で，現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(4) 空気呼吸器 4 点（取得価格 742,500 円）を緊急調査用として保有しているが，点検を行っておらず，緊急時に機能するかが不明であり，緊急時における利用に支障をきたす恐れがあることから，定期的な点検を行い結果を記録するよう管理体制の強化を図られたい。</p> <p>(5) 流入水質を検査する重金属類簡易分析装置（取得価格 5,743,500 円）について，平成 21 年度の利用が極めて低調であることから，検査を外部委託した場合との具体的な費用比較を行い，自ら検査する手法の経済性を検証されたい。</p> <p>(6) 平成 21 年度に利用実績のなかった 140 点（取得価格 43,709,111 円）のうち，OHP 用テーブルなど 2 点（取得価格 361,050 円）については，利活用または処分の検討を進めているが，適時適切な有効活用等を図られたい。 また，複写機など 72 点（取得価格 24,314,660 円）は，今後の利用見通しが検討されていなかったことから，自らの利用向上や管理換え等有効活用，または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(7) 平成 21 年度に 110 点（取得価格 39,429,001 円）を処分しており，処分方法を全て棄却としているが，その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ，経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など，処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
○上記に対する措置状況 <p>(1) 備品の購入については，今後，当該年度当初における業務執行状況等をふまえ，最も効果的な効果を生ずるよう，購入の時期を設定することとした。</p> <p>(2) 芝刈機を 3 台保有する必要性を検証した結果，緑地が相当面積以上を有していることから必要性はあるものの，芝刈り作業のローテーションを見直し，頻度等を検証し，効果的な活用に努めるとともに，管理換えや売却等の有効活用も検討することとした。</p> <p>(3) 直ちに現物確認の出来なかった備品については，使用の適否を調査した結果，棄却等の処分を進めることとした。今後は，備品管理表の表示をより具体的な内容とし，管理表の内容と現物が確実に対応するよう表示の改善に努めるとともに，備品シールの汚損・劣化等に注意を払い随時更新することとした。</p> <p>(4) 空気呼吸器 42 点については，直ちに点検を行い，消耗品等の補充交換などを行った結果，使用に支障のないことを確認した。残る 2 点についても，早急に点検を行い，使用可能にするるとともに，今後は，定期点検計画により点検を行い適正に管理することとした。”</p> <p>(5) 重金属類簡易分析装置については，23 年度組織改正に伴う分析作業の頻度等をふまえ，効率性・経済性の観点から，他の所属への管理換えを進めることとした。</p> <p>(6) 利用実績のない備品については，早急に有効活用の方法について検討するとともに，不用と判断された備品については，管理替え・売却・棄却等について検討し，処分を行うこととした。</p> <p>(7) 今後，処分に際して専門業者からの売却見積を徴するなど，売却の可否を確認したうえで処分することとした。</p>	

○監査対象者

茨城県教育委員会

○監査の意見

(総括意見)

依然として危機的な財政状況が続いているなかで、備品の購入、利活用、処分のいずれにおいても常に、最小の経費で最大の効果を挙げるよう備品の有効活用を図り、徹底した経費削減に努められたい。

○上記に対する措置状況

ア 備品の取得・管理・処分について

改善及び検討を要する事項については、全県立学校で取り組むよう指示したところであるが、今後も下記のとおり取り組んでいくこととする。

(ア) 備品の取得について

新たな備品整備にあたっては、既存備品の現有数量及び利用頻度などを把握するとともに、新たな備品の活用計画などを踏まえ、対応することとした。

(イ) 備品の管理について

1 備品確認にあたっては、チェックリストを作成し、年一回以上実施することとした。

2 一式で管理している備品については、内訳を作成することとした。

また、新たに購入する備品については、原則、適正管理の観点から個体管理とした。

3 利用実績のなかった備品については、利活用や管理換え等の具体的な備品の利用計画等を策定し、備品の有効活用を図ることとした。

(ウ) 備品の処分について

創意工夫により他の機関で使用可能な備品については、管理換え等を行い、有効活用を図ることとした。

また、不用と判断した備品については、業者からの売却見積を徴取するなど、処分の決定前に十分に検証することとした。

イ 共同利用について

備品の共同利用については、県全体の取扱いの体制が整った上で、対応することとした。

ウ 歳出の抑制について

同一機種で購入とリース契約によって保有している備品等については、更なる有効活用を図るとともに、経済性及び効率性をより一層高めるため、リース契約満了時には適正な台数の検証を実施し、経費の節約に努めることとした。

○監査対象機関名

日立第二高等学校

○監査対象項目

備品の管理、備品の処分

○監査の意見

- (1) 現物確認は行っているが、一部の備品で標識が付されていないもの及び標識の記載内容の確認ができないものが見受けられたため、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。
- (2) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器の内訳の記載と現物とが一致していないものが1点(体育館放送設備:取得価格2,104,290円)あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適正に行われたい。
- (3) 授業教材として活用する映像関連機器の整備状況は、プロジェクター類が可動式プロジェクター5点(取得価格1,021,104円)、固定式プロジェクター1点(語学演習装置の一部)のほか、リースによる固定式プロジェクター26点(賃借料5,067,720円/年の一部)、平成21年度に購入した50インチ前後のテレビ6点(取得価格901,740円)と既存のモニター等23台(取得価格3,241,773円)と合わせテレビモニター等29台が配置されているが、これらの利用は、年間利用日数が3日~147日となっており、すべてが有効に利用されているとは言い難い状況にあることから、例えば、可動式プロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象に適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。
- (4) 平成21年度に利用実績のなかった322点(取得価格38,158,551円)のうち、SN金工作台など74点(取得価格7,209,225円)は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。
- (5) 地上デジタル対応テレビ6点の購入に合わせて、それまで使用していたテレビ4点(取得価格401,265円)を「地デジ放送に対応しない」との理由で不用としたが、それまで使用していたテレビは地上デジタルチューナーの接続により今後も使用可能であったことから、不用の決定に当たっては、管理換えや譲渡など有効活用を図られたい。
- (6) 平成21年度に11点(取得価格1,259,168円)を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 標識未貼付の備品については、速やかに備品台帳と突合し付した。
各校務分掌等の主任を中心に現物確認作業を年1回実施してきたが、より確実に現物確認が実施できるようにチェック項目票を作成した。
- (2) 一式で管理している備品については、見直しを行い現物が特定できるように内訳を再作成した。なお、新たに購入する備品については、適正管理の観点から個体管理することとした。
- (3) テレビなどの映像機器については、映像機材を活用した授業を展開するなど更なる有効活用を図ることとした。
また、購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、更なる有効活用を図るとともに、経済性及び効率性をより一層高めるため、次回のリース更新時期(平成27年9月1日)には、購入品を含め、適正な台数を検証し、経費の節約に努めることとした。
- (4) 平成23年8月31日までに利活用や管理換え等具体的な備品の利用促進を図る方策等を検討し、備品の有効活用を図ることとした。
- (5) 創意工夫により使用可能な備品については、管理換えや譲渡を行い、有効活用を図ることとした。
- (6) 処分決定にあたっては、業者からの売却見積を徴取するなど、十分に検証することとした。

○監査対象機関名 日立工業高等学校	○監査対象項目 備品の管理, 備品の処分
○監査の意見 (1) 現物確認は行っているが、一部の備品で標識が付されていないもの及び標識の記載内容の確認ができないものが見受けられたため、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。 (2) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器の内訳の記載がなく構成内容が不明瞭なものが内燃機関性能試験装置など、5点（取得価格 37,341,150 円）あったことから、機器等の紛失防止のためにも構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適切に行われたい。 (3) 授業教材として活用する映像関連機器の整備状況は、プロジェクター類が可動式プロジェクター2点（取得価格 1,135,050 円）、固定式プロジェクター2点（取得価格 1,084,650 円、パーソナルコンピューター一式の一部）のほか、リースによる可動式プロジェクター7点、及び固定式プロジェクター17点（賃借料 14,121,408 円/年の一部）、平成 21 年度年に購入した 50 インチ前後のテレビ4点（取得価格 934,500 円）と既存のモニター等 9 台（取得価格 1,326,230 円）と合わせてテレビモニター等 13 台が配置されているが、これらの利用は、年間利用日数が 20 日～175 日となっており、すべてが有効に利用されているとは言い難い状況にあることから、例えば、可動式のプロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象に適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。 (4) 平成 21 年度に利用実績のなかった 86 点（取得価格が 37,357,443 円）のうち、ISDN・画像通信実習装置など 5 点（取得価格 18,443,980 円）、については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。 また、燃料電池など 24 点（取得価格 6,657,240 円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。 (5) 平成 21 年度に 172 点（取得価格 148,198,711 円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットアクションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。	

○上記に対する措置状況

- (1) 標識が付されていないもの及び標識の記載内容の確認ができないものについては、平成 22 年 12 月 20 日に標識を付すなど、現物確認の確実な実施が行えるよう改善した。
今後は、このようなことがないように、財務規則を遵守するとともに、教職員一体となって適正な備品管理に努めることとした。
- (2) 一式で管理している備品については、平成 22 年 12 月 27 日に構成機器の内訳を添付した。
なお、新たに取得する備品については、機器等の紛失防止のためにも、構成機器の内訳を添付するなど、部分品等個々の管理について適切に行うこととした。
- (3) テレビなどの映像関連機器については、映像教材を活用した授業を展開するなど更なる有効活用を図ることとした。
また、購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、更なる有効活用を図るとともに、経済性及び効率性をより一層高めるため、リース更新時期（平成 23 年 7 月 31 日、平成 24 年 7 月 31 日、平成 25 年 7 月 31 日）には、購入品を含め、適正な設置台数を検証し、経費の節約に努めることとした。
- (4) 使用可能な備品については、平成 23 年 2 月 28 日までに利活用計画を策定し、教科間で共用するなどの有効活用を図ることとした。
なお、故障等により利活用できない備品については、業者から売却見積を徴取し、売却処分を行った。
- (5) 平成 22 年度は、専門業者から売却見積を徴取し売却処分を行った。
今後も、備品本来の機能が失われていても部品や原材料に価値がある場合があることから、専門業者から売却見積を徴取するなど、処分の際には十分な検証を行い、適切な処分を行っていくこととした。

<p>○監査対象機関名 水戸工業高等学校</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理、備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 授業教材として活用する映像関連機器の整備状況は、プロジェクター類が可動式プロジェクター12点（取得価格3,856,869円）、固定式プロジェクター3点（取得価格1,251,450円）のほか、リースによる固定式プロジェクター34点（賃借料11,992,260円/年の一部）、平成21年度に購入した50インチ前後のテレビ5点（取得価格655,200円）と既存のカラーテレビ等28台（取得価格3,945,962円）を合わせてテレビモニター等33台が配置されているが、これらの利用は、年間利用日数が0日～200日となっており、すべてが有効に利用されているとは言い難い状況にあることから、例えば、可動式プロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象に適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(2) 平成21年度に利用実績のなかった567点（取得価格148,832,958円）のうち、シューズロッカーなど96点（取得価格43,563,281円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(3) 平成21年度に65点（取得価格10,031,620円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) テレビなどの映像機器については、映像教材を活用した授業を展開するなど更なる有効活用を図ることとした。</p> <p>また、購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、更なる有効活用を図るとともに、経済性及び効率性をより一層高めるため、次回のリース更新時期（平成24年7月31日）には、購入品を含め、適正な台数を検証し、経費の節約に努めることとした。</p> <p>(2) 平成23年5月31日までに利活用や管理替え等具体的な備品の利用計画等を策定し、備品の有効活用を図ることとした。</p> <p>(3) 処分決定にあたっては、管理替えを検討した結果、処分することが適当と判断した備品については、専門業者から見積りを徴取するなど、十分に検証することとした。</p>	

<p>○監査対象機関 勝田工業高等学校</p>	<p>○監査対象項目 備品の取得，備品の管理，備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 活用方法の工夫などにより既存備品で対応可能であるのに、県単独経費を財源として平成 21 年度に購入した学校説明会用プロジェクター1 点（取得価格 118,650 円）について既存プロジェクター10 点の利用日数が週 1 回未満と低調であること、また本県の厳しい財政状況を踏まえて、経済性及び有効性を十分に検証し、歳出の抑制に努められたい。</p> <p>(2) 授業教材として活用する映像関連機器の整備状況は、プロジェクター類が可動式プロジェクター12 点(取得価格 6,003,040 円、CAD システムの一部)のほか、リースによる可動式プロジェクター1 点、及び固定式プロジェクター24 点(賃借料 8,881,992 円/年の一部)、平成 21 年度に購入した 50 インチ前後のテレビ 5 点（取得価格 856,708 円）と既存のテレビ 25 台（取得価格 2,781,932 円）合わせてテレビ 30 台が配置されているが、これらの利用は、年間利用日数が 0～200 日となっており、すべてが有効に利用されているとは言い難いことから、例えば可動式のプロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象に適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(3) 現物確認は行っているが、一部の備品で標識が付されていないものが見受けられたため、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点からも現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に利用実績のなかった 172 点(取得価格 54,066,874 円)のうち、プリンターなど 25 点(取得価格 4,728,347 円)については、利活用又は処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。</p> <p>また、電動回転台など 107 点(取得価格 45,281,082 円)は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(5) 平成 21 年度に 34 点(取得価格 4,579,048 円)を処分しており、処分方法をすべて棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	

○上記に対する措置状況

- (1) プロジェクターの利用頻度等を検証した結果、リース期間満了となる平成 23 年 7 月の更新時期に可動式のプロジェクター 6 点を削減し、現有数量を 6 台にするなど適正な配置台数に努めることとした。
また、既存備品の現有数量及び利用頻度等を把握するとともに、管理職による購入委員会等で必要性等を検証し、歳出の抑制に努めることとした。
- (2) 映像機器を使った授業等を展開するなど更なる有効活用を図るとともに、平成 23 年 7 月の更新時期に可動式のプロジェクター 6 点を削減し、現有数量を 6 台にするなど今後の利用計画等を検証し、適正な配置台数に努めることとした。
- (3) 標識が付されていなかった備品については、速やかに現物確認し貼付した。
また、現物確認については、毎年 8 月にチェックリストに基づき、二人以上で実施することとした。
- (4) 利用頻度の低かった備品、また利用実績のなかった備品について、平成 23 年 8 月までに検証し、管理換えや売却等有効活用を図り経費の削減に努めることとした。
- (5) 管理換え等処分方法を検討し、売却できる物は専門業者から見積書を徴取するとともに、売却できないものでも、部品や原材料で売却が可能性あれば見積書を徴取するなどを収益の上がる方法で対処することとした。

<p>○監査対象機関名 鹿島高等学校</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理、備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 現物確認は行っているが、一部の備品で標識が付されていないものが見受けられ、また現物と備品管理票とを照合したところ、イメージスキャナーなど 45 点（取得価格 5,312,768 円）は現物確認できなかったことから、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(2) 授業教材として活用する映像関連機器の整備状況は、プロジェクター類が可動式プロジェクター4 点（取得価格 1,403,346 円）のほか、リースによる可動式プロジェクター1 点及び固定式プロジェクター6 点（賃借料 5,395,320 円/年の一部）、平成 21 年度に購入した 50 インチ前後のテレビ 2 点（取得価格 426,856 円）と既存のテレビ 13 台（取得価格 2,119,893 円）とテレビ 15 台が配置されているがこれらの利用は、年間利用日数が 6 日～158 日となっており、すべてが有効に利用されているとは言い難い状況にあることから、例えば、可動式プロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど、維持管理経費はもとより今後の更新経費を削減する観点で、備品のみならずリース品も含めた映像関係機器全体を対象に適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(3) 平成 21 年度に利用実績のなかった 166 点（取得価格 22,716,945 円）のうち、16 ミリ映写機など 9 点（取得価格 1,797,580 円）については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。 また、教材提示装置など 56 点（取得価格 6,683,369 円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に 23 点（取得価格 4,435,725 円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴収など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 標識未貼付の備品については、速やかに備品台帳と突合し付した。 また、現物確認ができなかったイメージスキャナーなど 45 点も、監査後速やかに備品台帳と突合し、現物を確認した。 備品確認あたっては、チェックリストを作成し、年一回以上実施することとした。</p> <p>(2) テレビなどの映像機器については、映像教材を活用した授業を展開するなど更なる有効活用を図ることとした。 また、購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、更なる有効活用を図るとともに、経済性及び有効性をより一層高めるため、次回のリース更新時期（平成 24 年 8 月 1 日）には、購入品を含め、適正な台数を検証し、経費の節約に努めることとした。</p> <p>(3) 平成 23 年 9 月 30 日までに利活用や管理換え等具体的な備品の利用計画等を策定し、備品の有効活用を図ることとした。</p> <p>(4) 処分決定にあたっては、業者からの売却見積を徴収するなど、十分に検証することとした。</p>	

○監査対象機関名 茨城県立神栖高等学校	○監査対象項目 備品の管理、備品の処分
○監査の意見 (1) 現物確認は行っているが、一部の備品で標識が付されていないもの及び標識の記載内容の確認ができないものが見受けられ、また、備品管理票と現物に貼付された標識の取得年月日が一致していないものが1点(カラーテレビ:取得価格132,870円)あったことから、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。 (2) 複数の部分品を一式として管理しているもののうち、構成機器の内訳の記載がなく構成内容が不明瞭なもの1点(パソコンシステム:取得価格8,190,000円)あったことから、機器等の紛失防止のため、構成機器の内訳を作成し、部分品等個々の管理を適正に行われたい。 (3) 授業機材として利用する映像関連機器の整備状況は、プロジェクター類が可動式プロジェクター2点(取得価格805,850円)のほか、リースによる固定式プロジェクター21点(賃借料5,286,960円/年の一部)、平成21年度に購入した50インチ前後のテレビ3点(取得価格557,550円)と既存のカラーテレビ等14台(取得価格2,538,952円)と合わせテレビ等17台が配置されているが、これらの利用は、年間利用日数が0日~180日となっており、すべてが有効に利用されているとは言い難い状況にあることから、例えば、可動式のプロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象に適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。 (4) 平成21年度に利用実績のなかった115点(取得価格15,125,395円)のうち、ビデオテーブルなど10点(取得価格3,410,700円)については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。 また、OHP映写機など73点(取得価格7,619,847円)は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効利用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。 (5) 平成21年度に21点(取得価格2,263,710円)を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。	

○上記に対する措置状況

(1) 標識未貼付及び標識と備品台帳の一致しない備品については、速やかに備品台帳等と突合し整理した。

備品確認にあたっては、チェックリストを作成し、年1回以上確認作業を実施して、標識の脱落しているものは再標示・本体への書き込みを行うこととした。

(2) パソコンシステムについては、平成23年1月31日までに構成機器の内訳書を作成して適正に管理することとした。

なお、新たに購入する備品については、適正管理の観点から個体管理とした。

(3) テレビなどの映像関連については、映像教材を活用した授業を展開するなど更なる有効活用を図ることとした。

また、購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、更なる有効活用を図るとともに、経済性及び効率性をより一層高めるため、次回のリース更新時期（平成24年9月1日）には、購入品を含め、適正な台数を検証し、経費の節約に努めることとした。

(4) 平成23年9月30日までに、利活用や管理換え等具体的な備品の利用計画等を策定し、備品の有効活用を図ることとした。

(5) 備品の処分決定にあたっては、業者からの売却見積を徴取するなど、十分に検証することとした。

○監査対象機関名 藤代高等学校	○監査対象項目 備品の管理、備品の処分
○監査の意見 (1) 活用方法の工夫などにより既存備品で対応可能であるのに、県単独経費を財源として、平成 21 年度に購入したテレビ 5 点のうち 3 点（取得価格 156,713 円）について、本県の厳しい財政状況を踏まえて、既存のテレビに地上デジタルチューナーを接続する対応など経済性及び有効性を十分に検証し、歳出の抑制に努められたい。 (2) 授業教材として活用する映像関連機器の整備状況は、プロジェクター類が可動式プロジェクター 1 点（取得価格 435,750 円）、固定式のもの 3 点（取得価格 1,197,944 円）、語学演習装置の一部）のほか、リースによる固定式プロジェクター 25 点（賃借料 5,523,904 円/年の一部）、平成 21 年度に購入した 50 インチ前後のテレビ 5 点（取得価格 315,575 円）と既存のテレビ等 16 台（取得価格 1,582,676 円）と合わせてテレビ 21 台が配置されているが、これらの利用は、年間利用日数が 0 日～200 日となっており、すべてが有効に利用されているとは言い難い状況にあることから、例えば、可動式のプロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象に適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。 (3) 備品管理票で確認できない製氷器 1 点があったことから、取得の状況を明確にし、適切な事務処理の徹底を図られたい。 (4) 現物確認は行っているが、一部の備品で標識が付されていないものが見受けられ、また現物と備品管理票とを照合したところ、スプレーガン 1 点（取得価格 75,600 円）は現物確認できなかったことから、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。 (5) 平成 21 年度に利用実績のなかった 96 点（取得価格 12,558,228 円）のうち、レイヤ 3 スイッチなど 8 点（取得価格 1,307,630 円）について、利活用又は処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。また、CD-ROM ソフトなど 24 点（取得価格 3,951,085 円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。なお、乗用芝刈機 1 点（取得価格 469,350 円）については、今後の利用見込みがないことから、早急に管理換えを行い他機関での活用を図られたい。 (6) 地上デジタル対応テレビ 5 点の購入に合わせて、それまで使用していたテレビ 3 点（取得価格 240,380 円）を「地デジ放送に対応しない」との理由で不用としたが、それまで使用していたテレビは地上デジタルチューナーの接続により今後も使用可能であったことから、不用の決定に当たっては、管理換えや譲渡など有効活用を図られたい。 (7) 平成 21 年度に 56 点（取得価格 7,532,820 円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴収など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。	

○上記に対する措置状況

- (1) 新たな備品整備にあたっては、既存備品の現有数量及び利用頻度などを把握するとともに、新たな備品の活用計画や既存備品の利活用などを十分に踏まえ、対応することとした。
- (2) テレビなどの映像機器については、映像教材を活用した授業を展開するなど更なる有効活用を図ることとした。また、購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、更なる有効活用を図るとともに、経済性及び効率性をより一層高めるため、次のリース更新時期（平成 25 年 8 月 31 日）には、購入品を含め、適正な配置台数を検証し、経費の節約に努めることとした。
- (3) 未登録備品について、平成 20 年 8 月 4 日後援会より寄付されたものであることを確認し、平成 23 年 3 月 11 日寄付受入の手続きが完了した。今後備品取得時には適切な事務処理を行うこととした。
- (4) 備品確認にあたっては、チェックリストを作成し、現物の確認及び標識の確認を年 1 回以上実施することとした。
- (5) 平成 23 年 8 月 31 日までに利活用や管理換え等具体的な備品の利用計画等を策定し、備品の有効活用を図ることとした。
- (6) 創意工夫により使用可能な備品については、管理換えや譲渡を行い、有効活用を図ることとした。
- (7) 処分決定にあたっては、業者からの売却見積を徴取するなど、十分に検証することとした。

<p>○監査対象機関名 藤代紫水高等学校</p>	<p>○監査対象項目 備品の取得，備品の管理，備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 活用方法の工夫などにより既存備品で対応可能であるのに，県単独経費を財源として，平成 21 年度に購入したテレビ 5 点のうちの 2 点（取得価格 315,000 円）について，本県の厳しい財政状況を踏まえて，既存のテレビに地上デジタルチューナーを接続する対応など経済性及び有効性を十分に検証し，歳出の抑制に努められたい。</p> <p>また，2 台目となる草刈機 1 点（取得価格 450,000 円）を購入しているが，当該備品の利用は低調でありまた共同利用が可能な器具であることから，関係する備品のデータ（保有・管理情報）を他機関と共有することにより，共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(2) 授業教材として活用する映像関連機器の整備状況は，プロジェクター類が可動式プロジェクター 2 点（取得価格 267,739 円，語学演習装置の一部）のほか，リースによる可動式プロジェクター 6 点，及び固定式プロジェクター 22 点（賃借料 4,895,520 円/年の一部），平成 21 年度に購入した 50 インチ前後のテレビ 5 点（取得価格 762,300 円）と既存のモニターテレビ等 21 台（取得価格 2,769,523 円）と合わせてテレビモニター等 26 台が配置されているが，これらの利用は，年間利用日数が 0 日～150 日となっており，すべてが有効に利用されているとは言い難い状況にあることから，例えば，可動式のプロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど，維持管理経費はもとより今後の更新経費を節約する観点で，備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象に適正な配置台数を検証し，経費の節約に努められたい。</p> <p>(3) 現物確認は行っているが，一部の備品で標識が付されていないものが見受けられたため，不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で，現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に利用実績のなかった 201 点（取得価格 25,033,892 円）のうち，AV テーブルなど 49 点（取得価格 7,438,239 円）は，今後の利用見通しが検討されていなかったことから，自らの利用向上や管理換え等有効活用または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(5) 平成 21 年度に 13 点（取得価格 1,094,030 円）を処分しており，処分方法を全て棄却としているが，その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ，経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など，処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	

○上記に対する措置状況

- (1) 新たな備品整備にあたっては、既存備品の現有数量及び利用頻度などを把握するとともに、新たな備品の活用計画や既存備品の利活用等を踏まえ、対応することとした。
また、備品の共同利用については、県全体の取扱い体制が整った上で対応することとした。
- (2) テレビなどの映像機器については、映像教材を活用した授業を展開するなど更なる有効活用を図ることとした。
また、購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、経済性及び効率性をより一層高めるため、次回のリース更新時期（平成 24 年 8 月 1 日）には、購入品を含め、適正な配置台数を検証し、経費の節約に努めることとした。
- (3) 備品確認にあたっては、チェックリストを作成し、年一回以上実施することとした。
- (4) 平成 23 年 8 月 31 日までに利活用や管理替え等具体的な備品の利用計画等を策定し、備品の有効活用を図ることとした。
- (5) 処分決定にあたっては、業者からの売却見積を徴取するなど、十分に検証することとした。

<p>○監査対象機関名 総和高等学校</p>	<p>○監査対象項目 備品の取得・備品の管理・備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 活用方法の工夫など既存備品で対応可能であるのに、県単独経費を財源として購入した学校説明会用プロジェクター1点（取得価格 268,170 円）について、既存プロジェクター3点の利用日数が週1回未満と低調であることから、本県の厳しい財政状況を踏まえて、既存のプロジェクターの有効活用を図るなど経済性及び有効性を十分に検討し、歳出の抑制に努められたい。</p> <p>(2) 授業教材として活用する映像関連機器の整備状況は、プロジェクター類が可動式プロジェクター2点（取得価格 928,200 円）、固定式プロジェクター1点（取得価格 2,520,000 円）のほか、リースによる固定式プロジェクター25点（賃借料 5,885,244 円/年の一部）、平成 21 年度に購入した 50 インチ前後のテレビ 5 点（取得価格 627,900 円）と既存のモニターテレビ等 11 台（取得価格 1,556,244 円）と合わせてモニターテレビ等 16 台が配置されているが、これらの利用は、年間利用日数が 0 日～190 日となっており、すべてが有効に利用されているとは言い難い状況にあることから、例えば、可動式のプロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象に適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(3) 一式として管理しているビデオプロジェクター（取得価格 2,520,000 円）について、その内訳は液晶プロジェクター1点、コンパクトハイパワースピーカー2点、2ウェイコンパクトスピーカー2点、AVコントロールアンプ1点、吊り下げ式スクリーン1点、DVDプレーヤー1点、ビデオデッキ1点で、利用が別々にできることから、利用形態に合わせて管理情報を修正し、機器毎に分けて管理するよう是正されたい。</p> <p>(4) 平成 21 年度に利用実績のなかった 117 点（取得価格 13,761,471 円）のうち、走行傾斜実験器など 36 点（取得価格 5,130,469 円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p> <p>(5) 地上デジタル対応テレビ 5 点の購入に合わせて、それまで使用していたテレビ 2 点（取得価格 189,670 円）を「地デジ放送に対応しない」との理由で不用としたが、それまで使用していたテレビは地上デジタルチューナーの接続により今後も使用可能であったことから、不用の決定に当たっては、管理換えや譲渡など有効活用を図られたい。</p>	

○上記に対する措置状況

- (1) 新たな備品整備・更新にあたっては、既存備品の現有数量及び利用頻度などを把握するとともに、新たな備品の活用計画や既存備品の有効性を十分に踏まえ、対応することとした。
- (2) テレビなどの映像機器については、映像教材を活用した授業を展開するなど更なる有効活用を図ることとした。
また、購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、更なる有効活用を図るとともに、経済性及び効率性をより一層高めるため、次回のリース更新時期(平成24年9月1日・普通教室)及び(平成25年9月1日・コンピュータ室)には、購入品を含め、適正な配置台数を検証し、経費の節約に努めることとした。
- (3) 一式で管理している備品については、平成23年3月30日までに内訳を作成した。
なお、新たに購入する備品については、適正管理の観点から個体管理とした。
- (4) 備品の現有確認及び状態確認を実施し、平成23年9月30日までに利活用や管理換え等具体的な備品の利用計画等を策定し、備品の有効活用を図ることとした。
- (5) 創意工夫により使用可能な備品については、管理換えや譲渡を行い、有効活用を図ることとした。

<p>○監査対象機関名 三和高等学校</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 現物確認は行っているが、一部の備品で標識が付されていないものが見受けられ、また現物と備品管理票と照合したところ、現物確認ができなかったものがビデオデッキなど7点（取得価格758,760円）、備品管理票と標識の取得年月日が一致せず現物の特定ができなかったものが電気冷蔵庫など2点（取得価格438,400円）あったことから、不突合及び現物確認の形骸化を防ぐ観点で、現物確認の確実な実施を行われたい。</p> <p>(2) 授業教材として活用する映像関連機器の整備状況は、プロジェクター類が可動式プロジェクター3点（取得価格2,404,500円）、固定式プロジェクター1点（取得価格867,300円）のほか、リースによる固定式プロジェクター19点（賃借料5,550,924円／年の一部）、平成21年度に購入した50インチ前後のテレビ3点（取得価格582,750円）と既存のモニターテレビ等22台（取得価格2,855,322円）と合わせてテレビモニター等25台が配置されているが、これらの利用は、年間利用日数が0日～122日となっており、すべて有効に利用されているとは言い難い状況にあることから、例えば、可動式のプロジェクターを最大限に活用する方式を取り入れることでリースの固定式プロジェクターの数量を削減するなど、維持管理費はもとより今後の更新経費を節減する観点で、備品のみならずリース品も含めた映像関連機器全体を対象に適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(3) 平成21年度に利用実績のないインクジェットプリンタなど265点（取得価格30,637,882円）は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 標識未貼付の備品については、速やかに備品台帳と突合し付した。 また、現物が確認できなかったビデオデッキなど7点については、速やかに現物を確認した。 備品管理については、職員会議等をとおして、周知徹底を図るとともに、チェックリストを作成し、年一回以上の現物確認を実施することとした。</p> <p>(2) テレビなどの映像機器については、映像教材を活用した授業を展開するなど更なる有効活用を図ることとした。 また、購入及びリース契約で複数整備しているプロジェクターについては、更なる有効活用を図るとともに、経済性及び効率性をより一層高めるため、次回のリース更新時期（平成24年8月1日）には、購入品を含め、適正な配置台数を検証し、経費の節約に努めることとした。</p> <p>(3) 平成23年9月30日までに利活用、管理換え及び売却を前提とした処分等の利用計画を策定し、備品の有効活用を図ることとした。</p>	

○監査対象者

茨城県公安委員会

○監査の意見

(総括意見)

依然として危機的な財政状況が続いているなかで、備品の購入、利活用、処分のいずれにおいても常に、最小の経費で最大の効果を挙げるよう備品の有効活用を図り、徹底した経費節減に努められたい。

○上記に対する措置状況

ア 備品の取得・管理・処分について

備品の取得については、特定のメーカー、機種に限定する必要がある場合を除き、仕様書に「同等品可」の表示をして購入経費の節減に努めることについて周知を図ることとする。

物品の管理については、利用実績の少ない物品について、庁内ネットワーク掲示板で他所属での利用を呼びかけるなどして有効利用を図ることとする。

物品の処分については、中古品として再利用の価値のないものは棄却処分としてきたが、今後は、中古品としての価値はなくても部品、原材料のレベルまで考慮し、可能な限り専門業者からの見積書を徴取し売却することとする。インターネットオークションの活用については、手続方法、事務労力等を考慮して検討する。

イ 共同利用について

発動発電機については、これまで利用実績は少なかったが、この度の大地震においては、停電が長時間、広範囲に及んだことから、庁舎の照明やOA機器の使用、主要交差点の信号機への電源供給のため県下28警察署のうち22署で使用した。また、復旧が遅れた警察署では、復旧が早かった隣接署から借り受けて使用した。発動発電機は、非常災害時には必要不可欠な備品であり、今後予想される大規模余震や電力不足による停電に備え、効率的に運用できるよう配置台数に配慮するとともに、警察本部においても管理状況を把握していることから、可能な限り共同利用に努めることとする。

自動車重量測定装置は、現在28警察署中13警察署に各1機、本部執行隊に5機配置され合計18機を運用している。使用頻度については各所属の実情により差があるため、警察本部主導の、さらに隣接所属との共同利用を推進し、装置の有効活用を図ることとする。

ウ 歳出の抑制について

シュレッダーについては、現行機種の処理能力、利用頻度及び庁舎の構造等を考慮する必要がある場合以外は、警察署にあつては、同一フロア1台を原則とし、歳出の抑制を図ることとする。

<p>○監査対象機関名 竜ヶ崎警察署</p>	<p>○監査対象項目 備品の取得・備品の管理</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) シュレッダー1点(取得価格250,950円)を購入しているが、特別な理由なく機種を特定しており、また同一フロアに3台設置していることから、備品の購入にあたっては、経済性の観点から常に経費の削減を念頭においた適切な仕様書の作成など歳出の抑制に努めるとともに、処理能力や利用頻度を考慮したうえで、複数点保有の必要性を検証して、保有台数の見直しを図り、維持管理経費のみならず今後の更新経費の抑制に努められたい。</p> <p>(2) 停電時に信号機の電源確保等で使用する発動発電機について、警察署によって保有台数に相違が見られること、保有する2点(取得価格316,210円)が訓練でのみ15日程度の利用と非常時の利用実績がないことなどから、警察署全体での管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(3) 平成21年度に利用実績のなかった62点(取得価格8,748,157円)のうち、1点(チャイルドシート;取得価格78,750円)は、今後の利用見通しが検討されていなかったことから、自らの利用向上や管理換え等有効活用、または売却を前提とした処分などの具体的な実施計画を策定されたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 機種の選定に当たっては、必要な能力を考慮したうえで「同等品可」の表記での見積書の提出など購入事務の改善に努める。老朽化に伴う更新に際しては、配置箇所を工夫し保有台数を減らしていくこととする。</p> <p>(2) 今回の大震災にあっては、照明及びOA機器の電源用として庁舎機能を維持するためにその必要性が認められた。計画停電等事前に対応可能な場合は共同利用もあり得るが、広域又は突然の停電に際しては、周辺署においても必要性が生じることから共同利用は難しい。現状では、非常時に対応できるよう現保管台数の管理が必要と認められる。</p> <p>(3) チャイルドシートにあっては、法令改正に伴う普及活動において必要であったが、現在保護者への教養の機会も少なく安全教室等での活用もないことから、中古品又は部品、原材料として売却の方向で検討する。</p>	

<p>○監査対象機関名 稲敷警察署</p>	<p>○監査対象項目 備品の管理・備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 停電時に信号機の電源確保等で使用する発動発電機については、警察署によって保有台数に相違が見られること、保有する4点（取得価格653,345円）の利用実績がなかったことなどから、警察署全体での管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(2) シュレッダー4点（取得価格582,845円）については同一フロアに2台設置していることから、処理能力や利用頻度を考慮したうえで、複数点保有の必要性を検証し、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。</p> <p>(3) 平成21年度に14点（取得価格1,118,711円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) 停電が長時間に及ぶ非常時には、周辺署でも機器の必要性が高まり、共同利用は困難であると思われることから、現有台数を維持することとする。</p> <p>(2) 情報管理の面で、書類を確実に廃棄する頻度が高く、現在の台数、設置場所において活用しているが、今後、老朽等により現有備品を処分する際には、適正な配置場所、配置台数を十分に考慮して更新を控え、経費の節減に努めたい。</p> <p>(3) 今後物品の処分を行う際には、インターネットオークションについては、会員登録の経費、掲載するための事務労力を考慮し、検討していくこととするが、専門業者からの見積書については、依頼が容易と思われることから、徴取することとする。</p>	

○監査対象機関名 つくば中央警察署	○監査対象項目 備品の取得・備品の管理
○監査の意見 (1) ポータブルナビゲーション3点(取得価格176,100円)を購入しているが、特別な理由なく、機種を特定していることから、備品の購入に当たっては、経済性の観点から常に経費の削減を念頭においた適切な仕様書の作成など歳出の抑制に努められたい。 (2) 原動機付自転車4点(取得価格979,440円)を購入しているが、既存の29点(取得価格4,916,520円)のうち1点(取得価格171,150円)の利用実績がないことから、必要性を検証し、保有台数の見直しを図り、維持管理経費のみならず今後の更新経費の抑制に努められたい。 (3) 停電時に信号機の電源確保等で使用する発動発電機3点(取得価格523,930円)については、非常時の利用実績がなく保有台数が警察署によって違いが見られる状態にあり、また自動車重量測定装置(取得価格3,412,500円)については、保守点検(95,550円)を行っているが利用実績がないことから、これらについては警察署全体や近隣署との管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。 (4) シュレッダー11点(取得価格1,660,495円)については同一フロアに2台設置していることから、処理能力や利用頻度を考慮したうえで、複数点保有の必要性を検証し、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。 (5) 平成21年度に利用実績のなかった34点(取得価格9,197,333円)のうち、パソコンなど7点(取得価格981,351円)については、利活用または処分の検討を進めているが、適時適切な有効活用等を図られたい。 なお、交通安全教育用として保有するチャイルドシート取付指導用シート1点(取得価格78,750円)について、平成21年度の利用実績がなかったことから、具体的な利用向上策を実施するなど、有効活用について、検討されたい。	

○上記に対する措置状況

(1) 指摘のあった購入については、見積書を依頼する際には「同等品可」としたが、支出負担行為決議票に記載漏れがあったことから、今後は決裁の段階で確実にチェックし、事務手続に誤りのないよう注意する。

(2) 原動機付自転車は、交番・駐在所に勤務する警察官が主として使用するもので、各交番・駐在所の配置人員により配車している。更新時期については耐用年数の経過によることから、今後は警察署において使用実績を考慮し適正な配車に努めることとする。

なお、利用実績のなかった1台については、平成23年4月から当署交番に配車し利用している。

(3) 発動発電機については、今回の東日本大震災では停電が長時間に及んだことから十分に活用することができた。今後は、予想される大規模余震又は夏期の電力供給不足による停電に備えるためにも、現状を維持することとしたい。

また、自動車重量測定装置については、県下全署に配置されているものではないため、近隣署との共同利用に努める。

(4) 各フロアの使用実績により、見直しを行い再配置を検討する。今後は、同一フロアに1台とした設置基準とし、新規購入は設置基準以下となった場合とする。

(5) 7点のうちパソコンなど3点については、買取り業者もなかったことから棄却処分としている。

残りのインスタントカメラ等4点についても、デジタルカメラへの移行や老朽化により利活用が見込めないことから、中古品としての売却も含め処分を検討している。

なお、チャイルドシート取付指導用シートについては、今後の利用見込みがないことから、中古品又は部品、原材料として売却の方向で処分する。

○監査対象機関名 つくば北警察署	○監査対象項目 備品の管理・備品の処分
○監査の意見 (1) 停電時に信号機の電源確保等で使用する発動発電機については、警察署によって保有台数に相違が見られること、保有する4点（取得価格640,960円）のうち2点のみ1日程度の利用と非常時の利用実績がなかったことなどから、警察署全体での管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。 (2) シュレッダー5点(取得価格1,138,995円)については同一フロアに3台設置していることから処理能力や利用頻度を考慮したうえで、複数点保有の必要性を検証し、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。 (3) 平成21年度に14点（取得価格5,947,526円）を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。	
○上記に対する措置状況 (1) 4台のうち2台については、老朽品の小型携帯用機器で他の機器と比べ出力が小さく稼動も短時間であるため災害時の活用は望めないため処分を検討する。 今回の震災を経験し、広域停電となった緊急時にはそれぞれの警察署が機器を必要とし、共同利用は困難であることから、現有台数を維持することとする。 (2) 今後は、同一フロアにつき1台との考え方により、1台が使用不能になっても更新しないこととする。ただし、交通課に設置してある1台については、処分免許証の裁断用に使用する専用の小型機であるため、継続して使用することとする。 (3) 処分品のうち9点(取得価格4,836,337円)については、定置式レーダースピードメーター及び警察電話切替ファックスなど警察用として製造されたものであり、保秘の必要から担当者が処分に立ち会って棄却したものである。今後は、中古品としての価値はなくても部品や原材料としての価値を考慮し、売却を前提として処分することとする。 なお、インターネットオークションの活用は、費用対効果を検討することとし、専門業者への売却見積依頼については、依頼が容易であることから実施することとする。	

○監査対象機関名 下妻警察署	○監査対象項目 備品の管理
○監査の意見 (1) 停電時に信号機の電源確保等で使用する発動発電機については、警察署によって保有台数に相違が見られること、保有する5点（取得価格654,920円）が訓練でのみ15日程度の利用と非常時の利用実績がなかったことなどから、警察署全体での管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。 (2) シュレッダー7点(取得価格1,246,410円)については、同一フロアに2台設置していることから、処理能力や利用頻度を考慮したうえで、複数点保有の必要性を検証し、維持管理経費はもとより今後の更新経費を節減する観点で適正な配置台数を検証し、経費の節約に努められたい。	
○上記に対する措置状況 (1) 災害の発生は予測不能であることから、今回のような大規模の震災になると、近隣警察署との共同利用は困難であるため、現有台数を維持することとする。 (2) シュレッダーの設置については、配置場所及び利用頻度を考慮し、各フロアにつき1台を基準とし、今後、老朽等により現有備品を処分した場合は、設置基準になるまで更新は行わないこととする。	

<p>○監査対象機関名 桜川警察署</p>	<p>○監査対象項目 備品の取得・備品の管理・備品の処分</p>
<p>○監査の意見</p> <p>(1) 7台目のシュレッダー1点(取得価格91,500円)を購入しているが、既存シュレッダーを同一フロアに3台設置していることから、処理能力や利用頻度を考慮したうえで、複数点保有の必要性を検証して、保有台数の見直しを図り、維持管理経費のみならず今後の更新経費の抑制に努められたい。</p> <p>(2) 停電時に信号機の電源確保等で使用する発動発電機については、警察署によって保有台数に相違が見られること、保有する3点(取得価格471,460円)が訓練でのみ15日程度の利用と非常時の利用実績がなかったことなどから、警察署全体での管理方法を検討し、共同利用を積極的に推進されたい。</p> <p>(3) 平成21年度に8点(取得価格2,263,631円)を処分しており、処分方法を全て棄却としているが、その中には本来の機能を失っていても部品や原材料に価値があることが考えられ、経済性の観点からインターネットオークションなどの活用や専門業者からの売却見積の徴取など、処分決定の前に十分な検証を行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>(1) シュレッダーの設置については、経費削減の観点から配置場所及び利用頻度を考慮し、各フロアにつき1台を基準とし、今後、老朽等により現有備品を処分した場合は、設置基準になるまで更新は行わないこととする。</p> <p>(2) 発動発電機は、今回の震災においては3台とも停電の期間中最大限稼働しており、また、大規模災害の場合は隣接警察署との共同利用は不可能であったことから、既存台数は保持することとする。</p> <p>(3) 今後は、中古品としての価値はなくても部品や原材料としての価値を考慮し売却を前提として処分することとする。</p> <p>なお、インターネットオークションの活用は、費用対効果を検討することとし、専門業者への売却見積依頼については、依頼が容易であることから実施することとする。</p>	